

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

当局より、渡部教育長の欠席届けがありました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いをいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくことにいたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内といたします。

質問は一般質問者席についてから開始をし、終了時間は議長がお知らせをいたします。

よろしく申し上げます。

それでは、順番に発言を許可いたします。

9番、三瓶良一君の一般質問を許可します。

9番、三瓶良一君。

[9番 三瓶良一君 登壇]

○9番（三瓶良一君） 9番、三瓶良一でございます。

一般質問を行わせていただきます。

一般質問。最初の一般質問は、公共施設の…

すみません。大変失礼いたしました。

河川流水占用料のダム所在地への交付制度の実現について質問をいたさせていただきます。

全国水力発電協におかれましては河川流水占用料が都道府県へ交付されている現行制度をダム所在地の市町村にも交付されるように制度改正を求める方向で動きだしているのではないかなというふうに私は解釈をしております。ダム所在地の衰退と寂れようは重大な社会問

題であり、この難局を打開し、継続社会をつくっていかねばならないわけではありますが、そのためには安定した財源が必要であると考えます。只見川沿線では有数な電力供給を行なってきました。その沿線の市町村等にその見返りがなければならぬと思うわけであります。

町長はダム立地の首長として、河川流水占用料のダム所在地への交付制度の実現に向けて、積極的に取り組んでいただきたいと思いますというわけであります。町長の方針と決意をお伺いいたします。

二つ目に、只見駅前賑わい創出事業と役場庁舎、道の駅、中心市街地の整備についてお伺いをいたします。

小さなカッコとして、1番目に鉄道客車。これはキハのことでございまして。キハ号の検討状況について、お約束をされておるわけでありまして、この検討状況はどのようになったのでしょうか。結論が出ているのか・出ていないのかお伺いをしたいと思います。昨日、一昨日でしょうか、この件については若干、中野君に質問に対しての説明がありました、詳しくお伺いをしたいと思います。

(2)に、駅前用地の進捗はどうなっているのか。これについてお伺いをいたします。

第3点に、計画的な整備手法、考え方で、駅前、複合駅舎、道の駅、役場庁舎等の整備計画など新しい中心市街地の青写真が必要だと思っておりますが、町長のお考えをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） おはようございます。

それでは、9番、三瓶良一議員のご質問にお答えいたします。

河川流水占用料のダム所在地への交付制度の実現についてであります。三瓶議員お質しのおとおり、ダム所在地の衰退と寂れようが重大な社会問題となっていることは、只見町も含め共通する課題であると認識しております。ダムが所在する全国534市町村のそれぞれの課題を共有し、解決するために、ダム・発電関係市町村全国協議会を組織し、国へ振興対策の充実・強化を図るための要望活動を実施しているところです。この協議会の重点要望においては、流水占用料の制度の在り方についても、抜本的な見直しを図ることを掲げ取り組んでいるところであります。

この度、只見町長、私がこの協議会の常任理事に任命されましたので、様々な視点からダ

ム所在地市町村の振興に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

国は2050年カーボンニュートラルを実現するために様々な政策を掲げております。この目標実現には原子力による発電が難しくなっている我が国において、石炭・火力など化石燃料の比率を下げるためには、太陽光、風力、水力など再生可能エネルギーの積極的な活用が求められており、近い将来、既存ダムでの水力発電の活用も見直されるものと思っております。

これらのことから、ダム所在市町村の役割も変わってきますので、その立場に立ってしっかりと地域の振興を要望していくことが必要不可欠であると考えております。

戦後の電力供給に大きな役割を果たし、これからの時代も新たな役割を果たすと注目されている水力発電が多数立地するこの只見町の地域の振興と発展実現に向け取り組んでまいりますので、引き続きご提言・ご指導いただきたいと考えております。

次に、只見駅前賑わい創出事業と役場庁舎、道の駅、中心市街地の整備についてのご質問であります。項目ごとにお答えいたします。

まず、鉄道客車の検討状況についてでございます。

鉄道客車については、JR東日本仙台支社に譲渡可能な車両について協議をしておりましたが、この度、譲渡可能な車両があるとの回答がありました。この譲渡にあたっては、厚生労働省からの指導で車両に使用されているアスベスト素材をすべて撤去する必要があるとのことで、アスベスト撤去に係る費用のほか輸送・設置経費を含めて概算で約1億円程度の費用が発生する見込みであります。

次に、駅前用地の進捗についてであります。駅前の駐車場部分約720平方メートルと三條屋商店様の前側、前面約620平方メートルを取得するために、本年7月に分筆測量業務委託を発注しました。

現在は、関係者との境界の協議を終え用地測量図の作成を行っている段階であり、委託業務の完了後に、確定した面積によりJR東日本と協議のうえ、土地売買契約を締結する予定となっております。

3点目の新しい中心市街地の青写真についてであります。

2番、酒井議員の一般質問でもお答えさせていただきましたが、まずは、来年秋に予定されておりますJR只見線全線再開通に向けて、多少簡易的であっても再開通に間に合う形で只見駅前の賑わい創出事業を進めていくことが喫緊の対応であると考えております。

しかしながら、あくまで簡易的な施設でありますので、3年から5年程度を目途に、本格的な只見駅前賑わいづくりの拠点として複合的な駅舎整備を検討しているところであります。道の駅につきましても、只見町道の駅検討委員会から報告いただいた只見町道の駅基本計画（案）の趣旨やコンセプトを尊重しながら、設置場所を含めて検討したいと考えておりますし、役場庁舎につきましても、只見町役場の位置を定める条例に基づいて対応を検討したいと考えております。

いずれの事業も、議会の皆様との協議や町民の皆様のご意見をいただきながら検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 一問一答でよろしくお願い致します。

私は、この炭酸ガスの問題というものは国際的な問題になって、そして、今までなかなか、このパリ協定等の推進を認めてこなかったアメリカや中国、そしてまた日本政府もそれに基づいて炭酸ガスの削減目標を、しゅしゅながらだった国もあるようではありますが、削減されてきた。これは世界的な流れだと思っております。そういう環境の中で、グリーン社会。只見町でもSDGs計画というんでしょうか、持続可能な社会づくりというような方向で、学校教育の中にも取り入れられ、そして実践もされている。またそれはあの、マスコミでも大変な評価を受けておるという状況であります。そういう意味では只見町は先進地ということが言えると思います。

まあ、しかし、そうは言っても、このせつかくのクリーンエネルギーを生産している只見町が、今こういう疲弊の状態にあると。これはやっぱりあの、放っておけない問題だろうと思います。国土交通省は平成29年6月に、ダム再生ビジョンというものを発表されました。このダム再生ビジョンの中には、そのダム立地地域の、そのエリアを活性化させていかなければならないという項目が入っております。だとすれば、まったく、全国発電協の決定もこれに、まあ、決定ではありません。今、案の段階ですから。しかし、そういう方向に沿っている。只見町もこれは単なる環境問題に留めることなく、やっぱりダム立地市町村の一番の問題は財源の問題ですから。財源がなくて容易でない。だから過疎が進むと。私はそういうふう認識をしております。ここで働く人が、若い人たちが、300万とか、400万とか、そういう安定収入を得られるような対策が取られれば、ダム立地地域は必ず振興するという

ふうと思うわけですが、そのためにはやっぱり、ダム再生ビジョンにも示しておるように、この立地地域を振興させなければならないと。財源が必要なんです。だから、これをその、全国ダム協の問題を環境問題に留めず、これはあの、流水占用料の、やっぱり都道府県に今まで交付されているわけですが、これを市町村単位におろしていくというような法改正がこの裏にはちゃんと読み取れるわけですが、是非そういうことの方に渡部町長は頑張っていたきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） まさにあの、三瓶議員おっしゃるとおりだというふうに思っております。

この度、ダム発電関係市町村全国協議会。今ほど全国で534の市町村があるということを上申しました。この一番、この前の会議の中で改めて確認しましたが、一番最初にあるのは、やはり、ダム水力発電施設が立地する我々市町村は、中山間地域等に所在し、これまで多くの犠牲をはらいながら、水源地域として森林を形成し水資源を育み、水や電力の安定供給という重要且つ広域的な役割を担うことで、国民生活やあらゆる社会経済活動を支えてきたと。しかしながら、過疎化、少子高齢化の進行、財政基盤の脆弱化、集中豪雨の多発、その被害の激甚化など、我々の水源地域は極めて厳しい状況にあるという、これが大前提であります。そのうえで、様々な環境問題もそうですが、議員おっしゃるように、やはり財源の確保ということも様々な項目の中で要望させていただいておりますので、議員おっしゃることを受け止めて、この協議会の中で、その構成する只見町としても取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） そこでなんですが、私は昔、只見1町村で、その地域振興といっても、この電源流域全体の力というものを発揮していかなければどうしようもないということで、この電源流城市町村で力を合わせるという問題を提起したことがあります。それは福島県には30億円程度の発電占用料が入ってます。やっぱりこれを、ずっと、発電地域に重点的に配分して、そして、ここのプロジェクトをちゃんとつくってもらおうと。そして活性化をしてもらうというような、その目的を持って一般質問をさせてもらったことがあります。今、電源流域ができております。その電源流域で最初の時は、1町村10億円程度のプロジェクトを町村ごとに組んでやるというようなことになっておりましたが、段々段々、先細りして

きているんでないかなというふうに考えるわけです。この実態はどういうふうになっておりますか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 今おっしゃった三瓶議員のご質問には二つの事柄が含まれているのかなと思いました。

一つは、河川流水占用料のことが一つ。あともう一つは、只見側電源流域に関する取り組みのことの二つなのかなというふうに、間違っていればすみませんが、私はそういうふうを受け止めました。

河川流水占用料につきましては、本当に、皆さんの目の前を流れている只見川からのその発電事業者が、その水を使って発電していると。そういうことで、その必要な占用料を、料金を福島県に納めていると。そのお金は福島県が使っているということに対して、やはり目の前を流れている只見川の水に対する料金であれば、それを只見町、もっといえば金山町下流の流域市町村にちゃんとそれは金を還元してくださいと、お金を交付してくださいということは過去の議会の中でもそういった取り組み、勉強会をされたり、頑張っただけだと承知してますし、流域の市町村もそういった考え方でやってきました。ですが、その後、いろいろ、国の動きもありまして、国でつくる直轄ダムの、各県への負担金に対しての問題が出て、この下流域の知事が、そのお金を、このダム開発には賛成しかねるので、負担金を納めないというような動きがあったときに、であれば、そのお金は県でなくて国のほうで吸い上げますよというような動きもありまして、様々な国レベルの動きがある中で、その議論は今、ひとつ落ち着いてまして、ただ、なかなか市町村にそれを配分することにはなっておりません。この協議会の中では当初、議員おっしゃるように、市町村に還元、交付してくださいという要望でした。ですが、数年前から、やはり頻発する豪雨災害、温暖化によると思いますが、気象変動によって、やはり河川改修事業をしっかりとやってくださいというふうになった時に、やはり市町村にはなかなかその技術者がなかなかいないと。また、国や県が管理する1級河川・2級河川だということになってくると、なかなかそれは難しいということで、今はどんな項目になっているかといいますと、ダムや水力発電施設所在市町村による河川管理の役割を踏まえ、流水占用料等の在り方の抜本的な見直しを図ることというふうに変わってます。ですから、これを市町村に還元してくださいという従来の要望ではなくて、そういった頻発する自然災害を踏まえ、その占用料の在り方を抜本的に見直してくれという表

現に変わってます。

併せまして、占用料とは変わりますけども、やはりあれだけ大きなダム、関係の固定資産税に関わるものが本当に、只見町ですと年間2,000万から3,000万ずつ、どんどん減額していきます。我々、皆さんの家屋や土地は固定資産税ということで3年に1回の見直しはありますが、大きくは変わってないと思います。そういった中で、そういった実情を踏まえて、やはりダムなどのそういう固定資産税の課税標準については、耐用年数を利用実態に合わせて見直すとともに、物価変動を加味して評価の適正化を図ってほしいという要望もしております。併せまして、水力交付金というお金が別にありますが、それについても標準の引き上げや様々なことはやって要望しております。そういった状況が一つ。

あと、二つ目の只見川電源流域振興協議会は、今あの、7町村、奥会津5町村の協議会もございしますが、あとは南会津町含めた7町村の流域協議会があります。今までは、やはり観光面に力を入れて、観光宣伝であったり、誘客に関わることを各町村から職員を1名ずつ出し合って、そういった事務局を設けてやっております。そういった中で誘客、観光面を中心に、やっぱり衰退している地域を少しでも盛り上げたい、活性化させたいという目的の下にそういった協議会ができておりますし、それは一応、国のお金入ってますが、実際は県から、県から入ってくる補助金で賄われておって、あとは各町村の負担金で賄われておりますが、県が出してくれるお金の元は国からきてますから、そういった関係の中でやっております。その協議会の中で直接的に河川流水占用料のことが話題になったことは、私の記憶ではあまりないんでないかなというふうに思います。あくまでも観光面、誘客面の協議会ではないかなというふうな認識を持っておりました。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 今までは誘客ということですずっとやってきました。と思います。しかし、その前はいろいろの施設整備をやったんですね。三島の工芸館とか、柳津だったら道の駅かな。そういうふうにかう、町村ごとにプロジェクトをかう、やっていったと。それが最近もう見えてこなくなってきました。それで、その全体的、そういう地元還元というのは増えているのか、減っているのか。やっぱりこれをその、年々やっぱり増やしていくというようなことがどうしても必要だと思います。これは一般財源だっていうふうに県でもおっしゃいます。私も県の人と話し合いしたことありますからわかりますが、例えばあの、この前も話しました、田島、あれが電化されたと。あの時の電化のお金は、このお金が充てられた

というようなことも聞いておりますから。やっぱりあの、いろんなところに充てるっていうのは、一般財源でありますから県としては当然かもしれませんが、やっぱり我々のほうで大きく、やっぱり地域振興をさせるためにはどうしていくんだということをやっているかなければならないというふうに思いますが、これ、予算は増えているんですか。減っているんですか。

それから水力交付金は、やっぱりこれも増えているんですか。そして、現在どれぐらいもらって、只見に交付される部分はどれぐらいなんですか。お伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 今、電源流域の、そういった建物とか、いろんな施設造る時の、そういう補助はあります。只見ですと、今、ブナセンターになってますが、昔、ただみ川のものしり館という名前でしたが、そこにもそのお金は使われているというふうに思いますので、やはり、限られた財源ですから、その協議会の中で話し合いをもって、来年はどこの町村だな。次は年はどこの町村だなという話し合いをもって、そういったものがあります。たぶん、当時、3分の2の補助率だったと思います。それと、あとみんなで共同でやるのは5分の4ということで少し割合が高かったりして、そういったものは今もあります。ただ、やっぱり少しずつ減ってるかなという印象は持ってます。

あと、それから水力交付金につきましては、やはり、前、この発電協議会の会長さん、お亡くなりになりました、前、渡部恒三先生がやっていらっしやいまして、当時、民主党政権が政権とった時に仕分け対象の交付金になってしまいました。それでその仕分け対象になって水力交付金がなくなるんでないかということで、急遽、中央に、東京に集められまして、私、その時、代理で出席した記憶あるんですが、その時、恒三先生会長でいらっしやいまして、やはりこれはなくてはダメだということで、固定資産税が年々こう、只見町の場合ですが固定資産税が2,000万から3,000万減っていくわけですから、当時、只見町は5,000万ぐらいもらっていたのかなと思います。ですが、5,000万といっても2年分の減額でなくなってしまいますから。大体5,000万くらいで頭打ちでしたから。当時は。本当は2,500万減っていく分だけ、その分増えていけば差引ゼロになるんですが、そういった制度になってませんから。そういったダムのある市町村としては納得できないところがあります。

そういったことはありますが、あとはその、今、議員おっしゃったように、昨日か一昨日



のどなたかの話の中でさせていただきましたが、必要な、町としてこれから、昨日の一般質問の中でもこういったことをやっていきたい。こういったことを考えてますという話をさせていただきました。やはり、その財源については、やはり貴重な一般財源、勿論、それは一番基本的な財源ですけども、やはり、その辺は、コロナ禍も段々、要望活動も従前よりは取り組みやすくなってきてる環境かなと思ってますので、やはり町当局だけでなく、なかなか町当局だけで歯が立たないというようなことは、是非、議会のお力をお借りして、やはり一緒になって、そういった議員おっしゃるところに要望活動をさせていただくことが大事だというふうに考えておりますので、やはり町当局だけで判断はしないで、またその節にはお力を貸していただきたいと思います。

○9番（三瓶良一君） 財政のほう、わかりますか。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） もう一つの只見町に交付されている金額でございますが、電源立地対策交付金ということで5,900万円、毎年、例年、6,000万円弱の金額でここ数年は推移してございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） やっぱりあの、これは政治的な要素っていうのが非常に大きいわけですから、今、町長がおっしゃられたように渡部恒三先生にお願いしたということ。その経過も私もわかってます。渡部恒三先生から、すぐ田中角栄さんのところに行って、ボンと決まってきた。そういう財源が全然こう、ほとんど増えてこない。ほとんど増えてきてませんね。5,000万ぐらいだったです。当初も。今も5,000万代。増えてきてません。やっぱりあの、目指すは発電水利料というのは1町村だけでは県からいろいろ町もお世話になりますから1町村だけではできない問題です。政治問題です。これはやっぱりあの、電源協の中で頑張っていたきたいというふうに思うわけでありませう。

そして、私はこの問題を取り上げているのは、やっぱり只見は今の少子化とか、そういう問題を考えると、やっぱり財源がなくては、とても何もできないと。だからこの問題を、やっぱり町長も、そして議会も本気になって取り組む必要がある。そういう財源をつくっていかないと町は容易ではありません。このままズルズルっといくと、本当に、この前の雑誌に書かれたように、町が自治体じまいしてしまうのかというようなことを報道されましたが、一般の町民も、ああ、やっぱりそういう方向にいくんでないかなというふうに信じてしまうと思

います。そういうことのないように、やっぱりやるために財源対策をきっちりやっていただきたいというふうにお願いします。

それから、次の問題であります。これはあの、町長、今ほど説明されましたように、鉄道客車については、アスベストの問題があって1億円もかかるんだと。今日はじめて聞きました。しかしまあ、昨日、一昨年の中野議員の質問の中で、これはあの、話が折り合わないから購入しないというふうに課長から説明ありましたが、町長、それでいいんですね。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 鉄道客車は、できれば、一番最初の時はキハ40といって只見線走っていた馴染みの客車。あと、それでなれば別の車両でも、手に入れば、駅前の賑わいづくりを創出していくときの一つのモニュメントといいますか、魅力になるのかなということで、JR東日本のほうにそういった、可能であればという申し入れをしました。そして、地域創生課が窓口になって事務レベルの会議を3回ほど重ねてきた中で、今日、先ほど答弁させていただいたようなことが段々わかってまいりました。そうなってくると、やはり、そういった考え方、当初持っておりましたけども、やはり実際、その1億円ということ、いろいろ方法としてはクラウドファンディングとか様々あるかもしれませんが、やはり限られた期間の中でもありますし、極めて厳しいなというふうな受け止め方はしております。従いまして、先般の実施計画、全員協議会の中で担当課長が説明申し上げましたが、その中には、その分は含まれておりません。ので、そのようなことからご理解をいただきたいと思います。極めて厳しいということで、車両を、少なくとも今の来年の賑わい創出事業の中で譲渡なり取得してやるということは極めて困難だというふうに判断しております。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 町長、困難ということは買わないということですよ。同じじゃないですよ。私はあの、千葉県のいすみ鉄道というところが、この前あの、テレビでやっていたんですよ。そこではキハを、私鉄ですから、なかなか経営は自前でやんなんねえ。それでキハというものを購入して、今、故障中なんですよ。やっぱり。おそらく、同じだかもしれませんが、そのアスベストの撤去のためにそれを止めているのかもしれませんが、このキハの運行というのはどういうふうにして使っているかということ、これあの、レールの上を走らせるんです。希望者に。試し運転をさせると。そして、1回試し運転した人には1万円ぐらいでしょうか、8,000円ぐらいでしょうか、ちょっとはつきり金額は覚えてませんが、そうい

うその、ことをして、試し運転をさせてお金をいただいている。これはまあ、遊園地的な考え方でそういうふうに行っていると。止まった汽車なんていうのは魅力ないですよ。止まっている汽車なんていうのは。やっぱり動かしてはじめて、その地域の発展、人も集まってくるし、そういうことになる。そして、止めておけば雪の管理もしなきゃなんねえ。天気もどんどん落ちてくると。町長、どっちなんですか。これを、困難なほうなんですか。それともお止めになるんですか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 鉄道車両につきましては、数年前、今、町のふるさと大使も、今、多くの方、ふるさと大使の方、何十人もおられますけど、その中のお一人で、大変そのことに詳しい方がいらっしゃいまして、今、議員おっしゃるように、生態保存と、動かす動態保存、二つの方法があるということで、やっぱり魅力から言えば動態保存が魅力的だという提案を当時受けました。その車両については、軌道車、除排雪する時の軌道車を動態保存したらどうだと。そして、一定のレールを、例えば雪を持ってきておいて、雪が飛ばすところを、勿論、安全対策しっかりしたうえで、お金をとって体験乗車できれば非常に魅力的になるんじゃないかなというご提案はいただきました。確かにアイデアとしては素晴らしいし、そういったことで誘客に結びつけは良いと思いましたが、やはりお金がかかる。非常にかかる。あとはサポートします、いろいろみんなで支えますというお話もありましたけども、今、ひとつあの、SLが全国的に今、話題といいますか、保存が難しいと言われていて、只見町の場合は、あのよう只見振興センターの入口のところに屋根かかっていますが、よそでは屋根かかってないSLの保存が多くて、非常にその、雨が降ったり、風雨にさらされて傷んでいる。そして、昔は応援される方がいて、手入れをされていたんで見栄えも良かったけども、どんどんどんどん、そういった応援される方も高齢化されて、応援していただけなくなったということで、そのことが今、全国的に課題になっているそうです。そういったこともありまして、動態保存についても、そういった検討はしましたけど、やはり維持的なことを将来考えると厳しいということで生態保存のほうに話が変わって、さらにその延長線上に今回の駅前ところに魅力的で子供達が喜んだり、モニュメントとして良いんじゃないかなということで発案しましたが、やはり、先ほどの金額的なこと、維持的なことから、極めて困難という言い方をしましたけど、それをさらに念を押すようなお話ですけども、私は断念せざるを得ないなというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 確かにあの、子供達は喜ぶかもしれませんが、これはもう経済的にペイしないと。只見町ではですよ。もっとう、いすみ鉄道のようなにぎやかなところだったらまあ、それはやってみる必要があるんでしょうけども、ビジネス的に私は成り立たないから、まあ、これはこれで仕方ないかと、そうされるべきだなというふうに思います。

それから、次の駅前用地なんですけど、これは交渉に入られて今進められていると。大変、前向きな方向に進んでいると思いますが、これあの、この前説明された、賑わい計画の中の、繰越明許をしたったわけですが、それは来年の開通までに間に合うんですか。この用地買収。なかなか手間取っているようすが。

そして、もう一つ、今ほどの繰越明許っていうのは、キハ。これもやっぱりそこから落とされるべきだろうというふうに私は考えます。それが町長の意思がはっきりしたらば。

この2点についてお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 事務的な進捗状況については担当課長から説明させます。

ただ、先般、議決いただいた債務負担行為。議決いただきました。それに基づいて、今度、3月会議で予算として提案させていただくことになります。その中で、債務負担行為の中では、今、車両の分、入っておりましたが、今申し上げましたとおり、そういった交渉経過を踏まえて、今申し上げましたとおりでありますので、当初予算の提案の中からやっぱり客車の分は削除すべきだというふうに思っております。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 今ほど用地のご質問がございました。

町長の答弁にもございましたとおり、今現在、用地測量図の作成に入っております。駐車場前、また三條屋商店さん前につきまして、面積の確定があり次第、売買契約をさせていただくということになってございますので、年度内を目標として今、契約に向けた協議をさせていただくというところでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 3番目の問題ですが、この駅前の活性化とともに、町長は雪まつりの会場として現在地は一定部分確保するというふうにおっしゃってます。駅前の用地は、私はそこでやるべきだというふうに思います。

それから、只見地区っていうのは、なんですか、この20年、ものすごく変わってしまった。住民が役場を向こうにもって行ってくれとか、そんなこと誰もお願いしてないんですよ。これはやっぱり政治のなせる業。政治的にそういうふうにやられてきた。やっぱり政治がそういうふうにもってきたんならば、やっぱり政治がまた元に戻すというのが常道だと思います。政治の責任だと思います。だとすれば、あの一体の整備計画、そして中心市街地の活性化対策、役場の建設。そういったものを一体的に青写真で私は示されるべきだなと。そうすれば町民も納得しますし、その方向でみんなも動き出す。ところが、曖昧（聴き取り不能）いて、役場の前の十字路からきららの、こともあろうにその、南会津町のきららの間なんていうようなこと町長おっしゃった。これはまったく一般の人にとっては心外だと思います。何故ならば、きららの間には下山もあれば宮床もあるし、まあ、なんでそういう話になっちゃうのかと。みんな、どんどんどん、混乱していく。やっぱり明確にしてもらいたい。そして、これを実行計画というものをちゃんと立てていってもらおう。そうすれば、まあ、なんとか、八十里の開通までには、それなりの整備ができるだろうと私は思うわけですが、町長、その辺について、町民にわかりやすく、ひとつお話をいただきたいと。これはすぐ伝わりますから、よろしくをお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） おっしゃること、よく受け止めさせていただきました。

まずはあの、第一歩を踏み出したいということで、決して、只見駅前に予定されていた道の駅計画をまったく蔑ろにするということではございません。どうしてもそういう受け止め方されているということも勿論承知してはありますが、只見駅前の賑わいづくりはどうしても必要だというふうに思ってますから。やっぱりそこには、只見線が、本当に只見線が引き金となって法律が変わったということですから。言い換えれば。勿論、国会議員の先生方、多くの方々、県知事はじめお力添えあったということは十分承知してはありますが、やはり赤字ローカル線に対して補助できないということであったのが、利益が上がっているJRに対して。ですが、それを町民の方々、いろんな方々のお力もありまして、法律が、鉄道軌道法が改正になったわけですから、やはりその象徴的なJR只見線が来年、全線再開通するということは、やはり只見町に限らず、全国的な赤字ローカル線を抱えている町村にとっては朗報だというふうに思ってます。ですから、そういった意味で只見線のことには前面に出した振興を図っていききたいというふうにかねがね思っておりました。ので、どうしても道の駅になる

と自動車の駅になります。やはり、鉄道の駅として駅舎の改修、利便性の改善も含めて、駅舎の改修をしていくと。それを本格的にやっていると、平気で3年ぐらい経ってしまう。そうすると間に合わないので、仮設的ですが賑わいづくりの仮設店舗を来年出させていただきたい。その後、答弁書では3年から5年以内となっておりますが、それは一年でも早く駅舎の改修にこぎつけたいと思っております。

併せて、役場庁舎につきましても、条例どおり、雨堤1039番地ですから。やはり、そこに本庁舎をちゃんと構えるということが必要だと思っております。あとはその建物についても、今の時代ですから、様々な、どういう、木造が、私は個人的には好ましいなと思っておりますけれども、やはり今、そこまで言う段階ではありませんが、やはりいろんなこと含めて、どういう建築がいいか、どういう内容がいいかということはまた別途、ご相談させていただいて、本当に魅力的な、また機能的な面、コスト面もありますが、様々な面からご相談いただいて庁舎を建設していきたいというふうに考えております。

あと道の駅につきましても、私は決してあの、ただきらら289って言ってるわけじゃなくて、国の道の駅計画の考え方の中に、やはり道の駅と道の駅を繋いでいくという考え方もありますし、やはり289号線で今度、新鳥居峠の要望も、改築要望も、南会津町中心にやっておられますが、やはり昭和から美里、若松に抜けるルートであったり、下郷を通過して白河に行ったり、南会津通って日光に行ったりという道路の改良計画、今進んでいます。そういった中でやはり、観光客がいろいろ回遊と申しますか、周遊と申しますか、そういった時代がきてますから。新潟から含めて。やはりそういった方々をちゃんと只見町に滞在させていただいて、泊まっていたり、買い物していただいたり、食事していただいたり、いろんな面で癒されていたりというメニューをちゃんとつくって提供するということが大事だと思っておりますので、そういった中での取り組みでありますので、そういった位置関係についてもまったくあの、ご心配はよくわかりますので、昨日でしたか、どなたかにもお答えしましたが、2番議員でしたか、来年度中には、その辺のところはより明確になるようにしていきたいというふうに申し上げましたので、そのようにご理解を賜りたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 私はまちづくりの基本は、やっぱりあの、中核をきちっとすることだと。これが1点成功すれば、それは波及していくというふうに思うわけですが、只見町は位置関係に、この只見っていうところは位置関係に非常にその、福島県の南西の玄関といいま

すか、西南の玄関といいます、そういうところに位置しているところだと。そして、国道も2本あると。鉄道もきていると。もう、ずっと、我々の先輩方が、そういうことをずっと考えてこられたと。だから、これをやっぱり引き継いでいがんなんねえ。そういうふうと考えてます。だから、その一番良いところはやっぱり、駅からあの十字路のあたりなんです。これをやっぱりちゃんときちっと整備していくと。そして、これが成功すれば波及しますから。

昔の話になりますが、館岩村、当時の館岩村の星村長が、六十里がちょっと止まったことがあります。土砂崩れで。そしたら、六十里が止まっただけでお客さんがこんなに減るのかと。この只見町の六十里というのは大変なやっぱり役割を果たしているんだなというふうには星さんがおっしゃいました。後に会津鉄道の社長になりましたが。

それから、柳津に最初に、これはスクールバスの関係で行ったんですが、柳津の村長さんが面会してくださいました。柳津の村長さんがおっしゃったことは、只見町のお骨折りによって、高速道路のインターの開通に合わせて電源流域の仕事をまず最初に柳津に充ててもらったと。これ、渡部莞爾町長のこと言っておられるんだと思いますが、そういうふうに非常に感謝をされている。そしてまた、ここに期待されているんですよ。柳津もこっちも。だから、その伊南川すじも、只見川すじも、やっぱりこの拠点になるところ、ここだなど、私はそういうふうに判断もしておりますし、先輩方の判断も間違っただけでなかったなというふうに思ってます。だから、ここを、やっぱりきちっと、もう一回、活性化できるような中核地域にしていかなければならない。その青写真を早くつくってもらいたいというふうに、こういうふうな観点からお願いをするわけでありまして。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 改めまして、三瓶議員の想い、考え方、しっかり受け止めさせていただきましたので、そのように対応といいますか、取り組みを進めていきたいと思っておりますので、引き続きご指導・お力添えをいただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 町長の方針、大体わかりました。是非、一生懸命になってやっていただきたいと思っております。

それから最後に一つ申し上げます。それは、町長もちょっと触れられましたが、一般住宅だと3年に1回見直すと。ダムはそのままだと。田子倉ダム、当時、350億円ぐらいでお

造りになったと。今、ダム造ると6,000億から7,000億ぐらいまでかかるんじゃないかという話もあるぐらいです。そうすると、固定資産税から何か、みんな違うわけですよ。そして残った残存価格も違ってくる。だからこれをその、やっぱり見直すということも、この電源協の中には書いてあるようではありますが、これはやっぱり只見町にとっても大事なことだなど。残存価格がまるっきり違いますから。5パーセントは、動いている限りはその固定資産税収入はあるわけではありますが、もうここはその、償却は終わってしまっているということですから、これをやっぱりあの、7,000億をかけて造ったダムも、350億でできたダムも、発電量が同じだとすれば、とんでもない格差ですから。このところをしっかりと電源協でお話を申し上げていただきたいというふうに思います。

以上で、ちょっと時間ありますが、終わります。

○議長（大塚純一郎君） 町長の答弁はよろしいですか。

○9番（三瓶良一君） 答弁、勿論、必要ですよ。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 評価額についてはまったく同感でございます。本当に、ダム発電施設所在している只見町の町長として、到底納得できる評価額ではないというふうな認識を持っております。ダム本体につきましては、私、職員当時、いろいろ見た時に、私の記憶違いがなければ、たぶん、1億円あるか・ないかの、たぶん、本体自体が、そういった評価額だったのではないかなというふうに思います。間違いであったら申し訳ありませんが。ですから、それが一般の家屋や土地の評価額の考え方からすると、ダム発電施設がある所在の町村長としては、やはりそれは到底納得できる評価額ではないので、やっぱりその見直しをこの協議会の中でも求めておりますけども、まったくその点、認識は一致しておりますので、今後とも協議会の中の構成員の町としても一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 最後に申し上げたいと思っておりますが、只見町は可能性を秘めた町であります。自然首都・只見という命名も正しかったと思っております。越後三山只見国定公園も実現いたしました。まあ、そういう一連の21世紀を展望したSDGs型の町を創っていけば、これはやっぱり21世紀に必ず脚光を浴びるというふうに私は思います。町長も同じ思いだと思いますが、どうか一生懸命になって取り組んでいただきたいと思っております。私も本気になり



ますし、議長とも昨日お話をしましたが、議長も一生懸命になってやられる決意を表明されておりますので、是非、全員で頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） これで、9番、三瓶良一君の一般質問は終了しました。

続いて、8番、山岸国夫君の一般質問を許可します。

8番、山岸国夫君。

〔8番 山岸国夫君 登壇〕

○8番（山岸国夫君） 8番、山岸国夫です。

通告書に基づきまして一般質問を行います。

2点あります。

1点目は、原油価格高騰に対する支援策についてであります。

原油価格の高騰による町民生活への影響は多大だと考えます。原油価格高騰に対する町の支援策を以下について伺います。

一つ、町の支援策として以前から提案している福祉灯油の実施や、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、その他の介護施設など社会福祉施設への暖房費高騰分の助成、多目的交通システムや除雪支援事業者への燃料費高騰分の支援対策を求めます。このことについて町長の考えを伺います。2、町が指定管理者との契約における灯油単価も契約時と比較して高騰していると思っておりますが、町の対応を伺います。

二つ目。米価下落に対する支援策について。

これまでの原発事故の影響による風評被害やコロナ禍で米価は価格がさらに暴落しており、農家への支援策が求められております。令和2年度決算における農林水産業経営継続給付金の支出額は90万円の実績でありました。この制度による支援策では極めて不十分だと思いますが、今年の米価下落を踏まえた支援策について町長の考えを伺います。

質問は以上であります。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 8番、山岸国夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、原油高騰に対する支援策についてであります。

1点目、町の支援策のお話しであります。福祉灯油につきましては、今年9月補正で計

上いたしました商工費、町内利用商品券発行事業で、すでに町民一人当たり1万円の商品券、ただみ元気応援券を配布しております。これは新型コロナウイルス感染症の町内経済対策と町民各位の冬期間における活動の一助となるように支援したものでありますのでご理解をお願いいたします。さらなる支援策については、国県の動向を見ながら検討してまいります。

福祉施設等への支援対策については、家庭も同様であります。住宅設備の変化により、暖房機器も灯油や重油を使用するものと、電気を使用するエアコンや床暖房などの利用があります。一様に燃料費高騰の助成をすることは研究が必要と考えております。

除雪支援保険事業者については、10月28日に事業者説明会を実施し、例年どおりの事業実施を進めておりますが、今後の積雪状況等により検討してまいります。

2点目の指定管理施設における対応についてであります。

各指定管理施設においては、施設管理に関する年度協定書において当年度の指定管理料を定めております。その中で入湯営業などに係る灯油代は物価水準等の変動による変更対象費目として定めており、契約締結時点の単価を基準額として、その変動があった場合に指定管理料の変更を協議することとし、単価変動分を協議により実績精算しております。

次に、米価下落に対する支援策についてであります。

議員お質しのとおり、新型コロナ感染拡大によって米の需要の変化、とりわけ外食産業に大きな影響があり、業務用米の消費低迷などで系統販売に係る仮渡金の下落を招いたと理解しております。こういった農業者の経営努力では避けられない農産物の価格低下や自然災害などで売上等の収入が減少する場合に備え、収入減額分を補填する収入保険制度への加入を従前より推進してきたところであり、大規模農家を中心に加入されているところであります。

町としましては、稲作農家の次期作に向けた営農意欲の維持・継続を後押しするため、令和4年産米に係る種苗用の種籾の購入費用の助成を行う予定としており、県も同様に検討に入っておりますので、手厚く支援してまいりたいと考えております。

稲作生産農家への振興策といたしましては、農業用施設の新設・改良・補修等に係る集落補助金の補助率の引き上げを行い、本年度から対象としたところです。

また次年度から、小規模販売農家等も含め、意欲を持って農業に取り組み、農地の持つ多面的機能の維持・発揮を永続的に図っていただくため、農業用機械の購入に係る助成を行う予定としております。併せて、集落座談会でもご意見の多かった集落共同作業軽減に向けた除草機等購入などについても支援してまいりたいと考えております。

米価については、需要バランスによって特に系統販売は価格が大きく左右されますので、それぞれの事業体において確固たる売り先を確保していくことが重要となります。町としても、町産米の魅力度アップによるブランド化推進のため、米の食味分析計を購入し、町産米を視覚的にも評価し、ふるさと納税の返礼品などでPRしながら、おいしい只見の米の認知度を向上することで、買い手の確保につなげ、米価下落の直撃を少しでも緩和できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） それでは、原油価格高騰に対する支援策について、まず伺いたいと思います。

14日の議会の中で、総務厚生常任委員会委員長報告、私行いました。総務厚生意見書として、総務厚生常任委員会の原油価格に対する対応を喫緊の課題として取り組むように当局に求めています。これは、総務厚生常任委員会の議決事項でありますし、この議会に委員会報告をして、議会としての意思というふうに私は受け止めますが、この中身について、町長はどういうふうに捉えておりますか。まず最初にその1点伺います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 米価下落につきましては仮渡金が本当に3,000円とか、数千円下落すると、一袋当たり、非常に厳しい価格だというふうに認識しております。こういったことで県の町村会としても、政府の買上米を増やしてもらうような要望活動もしておりますし、それぞれの国、県でも、来年の、本町と同じように、来年の作付けに関しての種籾の補助をするという方針が先の新聞報道等にもございました。そういった中で、それぞれの具体的な手法は異なりましても、いずれ米価下落に対して憂慮しております、このことと、それが来年の作付けの意欲低下に繋がらないように、次期作に向けてまた取り組んでいただけるような対策を、県も、各市町村も、また今後、国も出てくると思いますが、そういった中で取り組んでいくというところはまったく同じでございます、また、そういったことを十分、ご理解、憂慮されて、担当常任委員会の中でのご意見になったものというふうに承知してございます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 私の発音が悪くて、よく聞き取れなかったというふうに思います。

私は福祉灯油のことについて、まず伺っているんです。灯油問題について。原油価格高騰に対する支援策。この問題での、いわゆる総務厚生常任委員会として議決して、議会としてこの意見として採択しているわけですから、議会の意思を町長としてどう捉えているんでしょうかという質問であります。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 大変失礼いたしました。

米価の下落のことを先に喋ってしまいまして、下落対策のことかなと思いましたが、大変失礼しました。

灯油のことにつきましても、これはそれぞれ、福祉灯油ということで、一世帯、例えばほかの市町村ですと、数千円とか、場合によっては1万円とか、そういったところがあるということは新聞報道等で承知しております。このほど福島県も、そういったことで一世帯5,000円を基準として、2分の1ですから、一世帯当たり2,500円を助成すると、ことを考えているという新聞報道を見ました。一世帯当たり、そういう非課税世帯とか、そういった要件はあると思いますが、そういった方向を示されたということは承知してますし、他町村でもそういった形で5,000円ないし、高くても1万円かな、一世帯当たり。そんな感じの報道はしてます。が、町といたしましては、やはりそういった灯油にも使ってもらえる。または地域の商店、事業所の経済的な効果も含めて、9月補正でご理解いただいたように、一世帯でなくて一人1万円の応援券を発行させていただいておりますので、それを有効にご活用いただいて、やはり、灯油を購入していただいたり、それぞれの方の一番使いやすい方法で使っていただければということで、町の基金を取り崩しして、皆様のご理解を得て交付させていただいたところがございますので、その考え方を是非ご理解いただきたいなと思います。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 町長、副町長。それから保健福祉課長。この冬の一番寒い時期に、80歳以上の方の一人暮らしの生活している実態。直接、見えていますか。そこをお答えください。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 全てというわけには、ごくごく、私は一部だと思います。そういったふうには、玄関まで出てこられない方がいらっしゃって、誰だかわかんねえが寄ってけやれと

ということで中に寄せてもらった家もあります。そういった中で、自分の炬燵があって、その周りに暖房器具であったり、いろいろなこう、炊飯器具であったり、様々なものを自分の周りで操作しやすいようにされて、そういった中で本当に、目張りされた、本当に少しでも寒い風を防ぐためのいろんな工夫をされた中で、一生懸命、寒い中、頑張っているという家庭は訪問させていただいたことがありますし、そういった実態は、本当にごく一部だと思いますけども、私が行ったのは。ですが、そういったことは承知しておるつもりでございます。

○議長（大塚純一郎君） 副町長、新國元久君。

○副町長（新國元久君） 私もそんなに多くはないですけども、そういった方のお宅にお邪魔をしたことがございます。やはりあの、近年の様式の変化と申していいのか、ちょっとわからないんですけども、やはりあの、遠くにお住いのお子さんが心配なさるのか、直接、火を使わない、例えばエアコンとか、そういった設備をされているところが増えてきたんだなというふうに感じておりました。さらに、やはりあの、これも町長申し上げましたように、そういった中でも、いわゆる暖房面積を狭くするとか、そういったことで工夫をなさって生活をなさっているんだなというふうに感じております。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 只見町、高齢化率が高いわけでもございまして、そういった中で私の近所の方でもそういった家庭もございまして、その生活がどういったものかということについては承知しているつもりでございます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 私はこの間も、この福祉灯油の問題では、やっぱり町民の実態に沿って、町が安心して住める町民に手立てをとってほしいということ、何度も、去年を除いて、議員になってから毎年、9月議会で提案してまいりました。今、その実態どうかというふうに聞いたのは、やっぱり町民の置かれている実態を、よく、やはり見て、そのうえで町政を運営していくと。これは町の地方自治体としての役割の大きな点であります。そういう点では何度も申し上げてまいりました。

この福祉灯油に限って言えば、私もやはり一人暮らしのお宅なんか訪ねてきましたけど、その中でのある方は、寒い冬を迎えるにあたって、食べ物よりも灯油がなかったら死んじゃう。こういう発言されたんですよ。食べ物よりも灯油だ。当然、食べ物もなければ、これは

命にかかわる問題ですけれども、それほどこの灯油については、やっぱり深刻に受け止めているという、私は認識しました。で、確かに、町長も言われたように、高齢の方の住まいというのは、大体、広い部屋に昔ながらの家で、広い部屋でいます。で、炬燵に暖房の風を入れて、それで大体、手の届く範囲で一日の用事が済むような形にしている方もいらっしゃる。で、冬になれば、大体、一日、自宅で過ごすということが多いわけですね。実態としては、で、今だけじゃなくて、それぞれの家庭状況にもよりますけれども、台所は別。寝るところも別。そうなれば、で、風呂場もあるわけですから、風呂場はガスを使っているところもあるようですけども、灯油だとすれば、去年と比べて、約、1リットルあたり30円値上げになってます。で、私も自分のところで使う灯油と、大体、皆さんの灯油のどのぐらい使うのか、聞いてまいりました。若干の増減はあると思いますが、11月から4月はじめぐらいまでで、大体、800リットルぐらい使うと思われれます。そうしますと、値上げ分だけで2万4,000円の負担増です。で、この間も言ってるように、年老いても安心して住んでいける只見町、どうつくるのかと。で、やはり、私も身近で何人かの方見ておりますが、もう80近くになって、生活していくのが大変で、自分の子供さんのところに、ほかの市町村へ転居すると。で、転居先では、ほとんど都市部であれば話し相手がいなくなるわけですよ。ここにいれば生まれ育ったところで、ずっと、同級生もいる。近所の方もいる。話し相手がいっぱいいます。冬の間でも行き来できます。しかし、そういう住み慣れたところを離れていった場合にどうなるか。話し相手がまったくいなくなって、家の中に閉じこもりになって、そうすればどうなるか。これは認知症に罹る率が高くなったり、糖尿病になる確率が高くなったり、当然、運動も、個人差にもよりますでしょうけど、運動も、家からもなかなか出て歩かないというような状況になっていくと、やっぱり病気になりがちになる。ということで、住んでも大変だし、移動しても大変な状況になる。私はそういう点からも、やはり只見に住んでいて良かったと言えるやっぱり状況を町がつくっていく必要があると思うんですね。で、今のこの冬、厳冬期を迎えるにあたって、やはりこの灯油代の各家庭生活困窮者への灯油代の補助。これは先ほど町長も答弁されました9月議会での、これは全町民への支給です。私は再度、これ提案しているのは全町民じゃないです。生活が大変な人。で、やはりあの、なかなかこの言葉の使い分け難しいですが、生活困窮者というふうに言われると、その本人はなかなか、嫌な言葉だというふうに私は思ってます。そういう点では生活が大変な方というふうに言ったほうが良いのかなというふうに感じておりますが、やっぱりそういう町民に、

9月会議で確かに1万円と、弁当券5,000円。弁当券の5,000円についても、みんなが集まって弁当とって食べて良かったよという話も聞きました。しかし、これだけのやはり灯油代が、1リットルあたり30円。で、約2万4,000円ぐらい。これ、負担増になる分ですから。元々いけば、800リットル使えば84円ですと6万4,000円です。そうすると9万円ぐらいが一冬で、灯油代で使わざるを得ない。で、年金生活、国民年金だけであれば収入は3万ちょっとです。多くても6万です。これで灯油代や近所との付き合いも含めて大変だと思う。で、最近、お亡くなりになる方もいらっしゃって、そういう点では香典なども含めて集落内での付き合いも相当大変になってきているんじゃないかというのが町民の実態じゃないかと思うんですね。それをやはり支えていくというのが町の私は役割だと思ってます。

そういう点から、私はこの一般質問出したのは11月30日。でまあ、この答弁書、いつ協議されたのかわかりませんが、先ほどの町長の答弁では、県の財政措置のことも新聞報道で述べられました。ここの中で国・県の動向を見ながら検討していくということなんで、私は補正で、今回の中で出てくるものだとばかり思ってたんですが、ちなみに、総務省のほうは、11月12日に総務大臣、金子総務大臣が、各議決定後に記者会見をして、原油価格高騰対策としてこういうふうに述べられています。これは総務省のホームページからとった中身ですが、本日の閣議前に原油価格高騰に関する関係閣僚会議において、総務省の対応について報告いたしました。総務省としては、地方自治体が行う生活困窮者に対する灯油購入費の助成といった原油価格高騰対策に対する経費に対し、特別交付税措置を講じます。地方自治体が生活者や事業者の支援に不安なく取り組めるよう、財政支援をしっかりと行ってまいりますというふうに述べて、その後、日本共産党の国会議員団が総務省とのヒアリングをして、地方公共団体の実施する原油価格高騰対策に対する特別交付税措置のフレームもいただきました。この中では、特別交付税措置が2分の1であります。で、算定時期は令和4年3月分、令和3年度3月交付分の特別交付税において措置するというふうになっております。で、対象経費の例として、生活困窮者に対する灯油購入費等の助成、社会福祉施設（養護老人ホーム、障がい者施設、保育所、幼稚園等）に対する暖房費購入分の助成、公衆浴場に対する燃料費高騰分の助成、従業者に対する燃料費高騰分の助成。これが総務省の方針です。で、先ほど町長が言われましたように、原油価格の高騰を受け、県も13日の知事の記者会見で発表されました。高齢者や障がい者、ひとり親世帯など含めて、町村で2万人未満は2

00万上限ということで金額も含めて県は発表しております。で、上限2,500円と。県の補助ですね。で、国や県もこういうように補助すると見解を表明しております。先ほどの最初の答弁の中で町長は国と県の動向も見ながらというふうな答弁でしたが、こういう県の措置も踏まえたうえでの、さらなるこの支援対策、どうするのか伺います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） まずはあの、老人福祉施設や指定管理を受託されているところにつきましては、1回目の答弁させていただいたとおり契約に基づいて、その変動分は吸収できるものというふうに思っております。あとは一般のご家庭の方が大変著しい灯油等の高騰のために大変な負担を強いられている実態をお話しいただいて、それに対する具体的な対策を求めていらっしゃるご質問だということもしっかり承知しております。そういった中で、基本的な考え方、本当に雪がもっと降ってくれば、隣の家に行くのも大変だとか、いろいろ燃料費も嵩むということわかりますし、そういった閉じこもり状態になれば、身体的にも様々よろしくない影響が出てくるということもわかりますし、それを少しでも予防するための対策も併せて大事だということも承知しておりますので、その点、また方向性につきましては、議員と私はまったく同じ考え方だというふうに伝えさせていただきます。

あとは、その具体的な対策でございます。やはりあの、今回、県のほうで示したのは、人口2万人未満のところは200万限度ですから。既に只見町はその20倍の4,000万円を財政調整基金を取崩しして、一人1万円の応援券として発行させていただいております。それはそれぞれの使い勝手のいいようにということで、灯油を全部買っていただいてもいいですし、それはご自身の判断に委ねているところでございますので、やはり、そういった形でなくて、やはり福祉灯油のほうがいいのかというふうになると、という話なのか。あとは、いやそれはそれでやったうえでさらにという話なのかもしれません。そうなってくると次に問題になってくるのが、やはり、私も福祉協議会に若干おりましたが、やっぱり生活困窮者というのは、私が言うもあれですが、やはり、非常に響きがよくなくて、上から目線のような、やっぱり行政用語かなというふうに思います。そういった中で、そんなことはどなたも言われたくないというふうに思います。ですが、定義上、そういった行政用語といえますか、言葉になってますが、それをどうやって該当者をピックアップしていくのかというのが次のテーマになってまいります。どうしても非課税世帯という話ありますが、やっぱり実態を具に知っている自治体、町であるからこそわかる実態、一つの例を申し上げますが、



例えば同じ同級生の高齢者の方がいらっしゃると思います。お一方は一人暮らしで、お子さんが都会に出ていると。で、都会に出ているお子さんが、やはり親御さんを心配されて仕送りだったり、いろんなことを、物資とか送ってくるという状態があると仮定します。ですが、やはり世帯分離してますから、そういった家庭は親御さんだけで判断することになります。ですが、例えば同居しているお子さんがいらっしゃる、同居しているお子さんが所得税かかってきたときに、やはり同一世帯であれば、そのお子さんが所得税がかかっているがために、その世帯は非課税世帯とみられません。私、過去に、そういったことである事業で、それ該当しなくて、その直にそういった高齢の女性から、息子に俺と一緒に生活していつから悪いだよなという言葉が言われたということを経験したことがあります。そういった実態があります。ですから、非課税世帯かどうかで分けることは極めて難しいというふうに、やっぱりこれははっきり申し上げて、国とか県の事務をやっている人はなかなかわからない実態なのかなと私は思っています。これは町村役場で携わっている職員は、私はほとんど、そういった認識は持っていると思います。そういったことがあるということ。

あともう一つは、共同募金でいろいろ、民生委員、児童委員の方にお骨折りいただいて、その共同募金の配分会というのを毎年やっております。その中では、民生委員の方々、児童委員の方々が、このご家庭はこうですよ。こういったことがあったんですよということを、守秘義務をしっかりと守ったうえで、最終的にこのご家庭にお金を配分しようということで、年末の寒い中、一軒一軒歩いて、そういったお金を渡していただいております。ですから、そういった福祉灯油につきましても、やるんだったらそこまでの体制を組んでやらないと、やはり不公平感が出てくるのではないかなというふうに思います。ですからそういったことを、限られた時間の中でそこまでやっていくのは、なかなか、新たな不公平感が、ちゃんとした積み上げがないままやってしまうと、新たな不公平感出てしまうので、私は9月補正で一人一律1万円ということで考えておまして、それは福祉灯油的に使っていただいでいいですし、様々な優先順位は各一人一人が決めていただく。ということで、実は来年度の実施計画の中にも既にご覧いただいたと思いますが、同様の4,000万程度の同じ考え方で実施計画に載せさせていただいておりますが、今、議員からおっしゃったご意見をいろいろ、今後検討させていただくことはやぶさかではありませんが、是非、その点もご理解いただいたうえで、やはりどういうふうにしていくのがいいのかというのは、さらに幅広くご意見をいただいた中で検討させていただきたいと思います。ただ、これが、今年がまあ、大

雪になって、また豪雪対策本部つくるようなことになれば、それは、除雪支援保険制度はそういう契約で、また事業者さんに増額をするという契約になってますから、それはそれで対応できますし、あとはそういった状況があれば、また別途、改めて、議会の皆さんとご相談させていただいて、必要であれば、また予算を提案するという流れになるかと思っておりますので、その辺も併せましてご理解を賜りたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 確かに9月補正で、全町民1万と食事券5,000円。これは町民喜んでおりますが、やはり私は、先ほども言った、やっぱり、年金生活3万円代で生活しているような人達はどこで線引きするかというのは、これは過去、6・7年前には、町でも1万円の支給してた時期もあったわけですから、当時の要綱もあるはずですよ。そういう点ではやはりあの、灯油の、雪が多く降ろうが、降るまいが、寒さはそんな変わらないわけですね。若干のまあ、0度以下になる日と、5・6度の時もありますから、そういう点では若干違うとは思いますが、寒い冬をやはり家の中で灯油使って過ごしていくと。ここへのやはり支援策が必要だというのが私はやはり、9月の補正で支給したとしても、生活が大変な人には支給すべきだと。そういう点では国や県の助成制度も、こういうふうに提起しているわけですから。いわゆる町としてさらなる補助をしていただきたいというのが私のこの質問の内容であります。

そういう点で、さらなる、先ほどの最初の答弁の中でも国、県の動向を見ながら検討するということでしたけれども、どうも町長の答弁は聞いていると、9月で1万5,000円出したんだから、それで灯油代にもなるだろうと。これは全町民に出したんですよ。全町民。だけど、3万円ちょっとで生活している人が、6ヶ月間、1万円でどれだけの灯油代補助になりますか。先ほども言ったように、800リットル使うとすれば、リットル110円ですよ。今。そうすると、やっぱり9万円弱の灯油代がかかるわけです。それだけで生活できるわけじゃないです。近所との付き合いもある。食事もある。様々ほかにもお金がかかっているわけですよ。そういう実態を見て、やはり、私は対応すべきじゃないのかということ、先ほどから同じことを何度も繰り返しているんですが、再度、町長の答弁を求めます。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 私が言ったのは、1万円の商品券。あと5,000円のお食事券を出したからそれで十分だと言っているつもりは毛頭ございません。ただ、そういった趣旨で交

付させていただいた、そういった政策といいますか、議会の皆様のご理解をいただいて、そういったことをさせていただいてますということの一つとして説明させていただいたわけではあります。決して、十分だとは思っておりません。

あと、その後のことにつきましては、議員おっしゃることはよく、趣旨はわかります。ただ、今言ったのは、それを具体的にやっていく悩ましさ、難しさを説明させていただいたつもりでございますので、そういった、やはり一番、住民の方々と身近に接する町役場として、やはりその辺の矛盾を十分抱えながら、どういうふうにしてその不公平感のないようにしていくのかということが大事だと思いますから、やはりその辺は、社会福祉協議会、民生児童委員協議会。そういったことで、一番、そういった方々と接していらっしゃる方がおられますので、そういったところとも、またいろいろ話し合いをもつ機会を設けていきたいというふうに考えておりますので、私としては一律に非課税世帯だから、云々だからというのは、なかなか、その新たな難しさがあるということをお伝えして、まったくやらないということではなくて、その難しさをどうして解決して繋げていくかという悩ましさを言ったつもりでありますので、その辺はご理解いただいて、そういった、本当に厳しい雪の多い只見町の冬を過ごしていく中で、本当に燃料費の高騰というのは大変、皆さん、ご負担が大変で不安を抱えていらっしゃるということもよく承知しておりますので、そういった趣旨はしっかりと受け止めながら、また引き続き検討をさせていただきたいなと思います。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） じゃあ、早急な、是非検討をされて、国・県のこういう制度もあるわけですから、こういう、町が計画しなければ、国・県からも1円もこないということになりますので、制度をやはり有効に活用して、町長のおっしゃる、やはり、中身で、是非検討していただいて、実現できるように求めて次の問題に、米価下落に対する支援策について伺います。

この米価下落による町の稲作農家の減収状況について、町のほうはどんなふうに分えているのか。減収が、具体的にいけば、減収金額がいくらの只見町ではなっているのか。これをまずお答えください。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 今回の米価下落による減収金額の内容についてのご質問だと思いますけれども、具体的には把握できておりません。というのは、当然あの、農業者の方は、

J Aであったり、米屋さんであったり、系統販売で出される方も当然いますし、直接、相対といたしますか、取引をされて実施をされている方がいるわけでありますので、いったいそれがどのぐらいの金額になるかというのは正確にはお答えはできません。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 会津若松市が、21年度産米で前年比で5億7,500万円減収というのが福島民報社で、12月10日付の新聞で記載あります。この中で、どう計算したのかという点では、これ、福島県が前年度産米と比較して、減収額を10アール当たり1万6,198円と試算して、その主食用米の面積、コシヒカリの全生産者概算金の下落額含めて計算したというような中身であります。この県が示した令和3年度産米手取り試算というのは、これはご存じですか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 概算金の金額であれば承知はしてございます。当然。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 概算金じゃなくて、ここでは令和3年度産米手取り試算に基づく試算で市は、これは市ですか。県は、減産がどのぐらいあったのかということで、10アール当たりでの基準を示しているようです。それに基づいて、若松市の場合は5億7,500万円の減収というような計算をして、その試算を出しております。で、大体、若松の場合は1,700人に影響及んでいるということで、先ほど課長の答弁あったように、それぞれ、米農家の皆さん、100パーセント農協に出荷しているわけじゃありませんので、そういう点では、細かく仕分けすることは難しいかと思うんですが、ちなみに、町の令和2年度決算での只見町における水稻作付け面積407万1,939平米。で、それから政府の買上米や飼料用や酒用の米など、いわゆる38万9,222平米引くと、368万7,717平米というのが町から出した決算資料で出されてます。これ、単純計算するとね、単純計算ですよ。そうすると、若松は10アール当たりの単価で計算してます。で、10アール当たりで県の基準額で計算すると、約5,900万円ぐらいの減収になると。これは単純計算ですよ。全部まあ、J Aに出荷した場合の金額ですけれども。直販売の額もあるから、実際にはこれよりも少なくなると思いますけれども、そういう点でやはり、そこの実態ね、町内の経済が、第一次産業の経済。ここがどうなっているのか。町としてきちっと掌握することが私は大前提じゃないかなというふうに思うんです。そこの認識がないと、じゃあ、どういう、今までの、

先ほどの町長答弁にあったように、今までのこの農家への支援策に、私はこれは、これまでの支援策の継続だと。で、私が質問しているのは、今年度の米価下落に対する支援策はどうするのかということを知っているんです。質問の趣旨は。で、最後のところでは、大体これ、一言でいえば、個人で頑張ってくれよと。町も宣伝して、これからの需要高を進めるというような中身なんで、今回の米価下落対策への方針は、直接は答弁されておられません。

ちなみにですね、この間の報道での中身ですと、一番早く、これ、米価下落への対応をしたのが湯川村です。これは9月議会の補正で10アール当たり5,000円の助成金を補正予算で盛り込みました。その後、金山や西会津や北塩原、磐梯町、桑折、国見。で、先ほど紹介した会津若松などですね、それぞれ、一袋当たりの支援策や10アール当たりの支援策とか、それぞれ、行政によって支援策は様々であります、手立てをとっております。それで、こういう、やはり、農家の下落の実態。ここが十分、私、掌握されていないと今までの答弁聞いて思いました。そういう点ではやはり、実態を早急につかんで、必要な手立てを緊急にとるべきだというふうに思いますので、再度の答弁をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） まずもって、米価の下落につきましては、やはり需給バランスによって、どうしてもこういうことが起こり得るということがあります。大前提として。そういった中で、農業者の方々はそういった、町長の答弁にもございましたとおり、そういった、自分だけではなんとしてもできない、経営努力では避けられない部分については、そういった収入保険とか、そういった制度に加入をされて、それに備えていらっしゃるということがまずあります。

で、あと、今回、町長の答弁にもございましたとおり、米価下落に関する支援と。それが直接支援、他の市町村においては、いわゆる損失補償的な感じでの、10アール当たり何千円とか、そういった支援の方法をとられているところは当然ございます。町も内容については承知しております。一袋いくらへの支援というところも当然ございます。で、町長の答弁にありますとおり、只見町としては今後も農業を継続していただきたい。次期作にしっかり向き合って意欲を持ってやっていただきたいというようなことで、そこに向かっての種籾にかかる費用の助成、県も検討しておりますけれども、町もそこに上乗せをしてしっかりと支援をしていきたいというふうな町長の考えでございます。

また、それ以外にも記載ございますけれども、今後、農業について、当然あの、機械代金

であったり、そういった効率的な農業を進めていくうえではそういった費用も当然かかってきます。その部分について、永続的に農業に関わっていただくために支援をしようということで、町長のほうからの方針が出てございます。例えば単純にお話をしますと、実施計画のほうにもあがっておりますけれども、例えば、10町歩の農家さんがいたということで、そこで今町で考えているのは、農業用機械の購入支援という形になりますけれども、3割補助で、例えば100万限度と。これはあの、今後、令和4年の当初予算の中でのご審議という形になろうかと思っておりますけれども、例として申し上げますと、3割で限度額100万円の支援をするというようなことになりますと、10町歩の農家さんにすれば、10アール当たり1万円の支援と同等の内容になります。5町歩になれば、逆に2万円。20町歩の農家さんになると5,000円の支援というものと同等になります。結局、何を言わんとしているかといいますと、損失補填ではなくて時期作支援をしっかりとやっていこうという方針が町長の方針だというご理解でお願いしたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） そうしますと、私が提案しているのは、現時点における今年度の稲作の下落。これに対する、私は損失補填だと、を提案しているわけです。だけど、町の答弁は、やっぱり今後の稲作を続けていくことへの支援策だと、大きく、この二つに分かれると思います。で、確かに、これまでもそういう大規模農家への国の支援や県の支援策、様々あって、それも（聴き取り不能）の中で言ってきましたから承知しております。これからの、今までの大体、その答弁の内容では、やっぱり今後の稲作農家への支援策ということになるわけで、私は先ほどからも言ってますように、この米価下落での、ここへの直接的な町としての補助。これをまあ、提案して求めているわけでありまして。そういう点では、先ほども言いましたように、どれだけやはり、農家の方達が減収になったのか。やっぱりその実態をつかんでいただいて、必要な対策を講じる。この減収対策を講じる。ということをお求めしておりますので、是非これは、速やかに対応するように求めたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 本当にあの、各市町村それぞれの事情がありますから、やはりその各それぞれの市町村の中で、市町村議会含めてご判断された中の様々な支援策だと承知してますから、それはあの、尊重しております。そしてまた、担当課長申したように、各市町村の状況も承知してますし、私もあの、会津地方の市長村長さんとは会う機会ありますので、そ

ういった、どうしますかという話は複数、意見交換はさせていただきました。それを承知のうえでの、只見町として、それを只見町に置き換えたときに、どういうふうに判断していったらいいかということでもありますので、そこはそういった考え方だということはまず1点ご理解をいただきたいと思います。

本当に、米作や、あとトマトを作っている方、あと花、花卉等、あとはアスパラとか、様々、根菜類とかいろいろ作っている方、多種おられます。やっぱ、そういった方々がいらっしゃるということ。あとはもう一つ、只見町は商業者の方や工業者の方、いろんな業種の方々がいらっしゃると。どこの町もそうですが。そういった中で町として、そのうえでどういうふうに判断していくかという立ち位置が大事だろうなというふうに私は思っております。

そういった中で、集落座談会を通じて、各農業用水路などの補助が、従来、基本7割だった補助率を、今年から4月に遡って9割補助にしました。そういったことで、助かった、良かったと。早速、集落座談会の意見を取り上げてもらって、議会で認めてもらって良かったよって、直接言ってくれる区長様も複数おられます。

そういったことであったり、あとは今、課長が申しあげました大規模農家の機械の支援ですが、さらに加えて、実施計画で説明させていただきましたが、小規模の、小規模の農家についても、そのような趣旨の支援をしていきたいということで説明させていただいております。

そして、さらに、これは県と同じですが、来年の次期作に繋がる種籾のお金を出していくということですから、そういった一つのことだけでなく、複数の政策をこう、重ねていってといいますか、複数の支援の中で、やはり農業者を支援していきたいと。只見町の農地が荒廃しないように、というふうに考えた政策でございますので、様々、市町村によって、その具体的な施策は違ってくることはそれぞれの事情でございますが、只見町の場合は、是非、そのような中で判断させていただきましたし、またあの、これで全てが良いと思っているわけではございませんので、また引き続き、農業振興に繋がるような支援策と併せまして、様々な施策を皆様とご協議させていただきながら、さらに積み重ねていきたいと思っておりますので、引き続きのご理解とご意見を賜りますことをお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 時間もないんで、先ほど、縷々、私も述べてきました。そういう点で

はまだ意見の相違がかなりあるなというのが答弁を聞いての実感であります。そういう点では是非やっぱり、これも農家の実態踏まえて、検討していただくように要請して私の質問終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） これで、8番、山岸国夫君の一般質問は終了しました。

昼食のため、暫時、休議します。

午後の会議の再開を1時ちょうどといたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（大塚純一郎君） 午前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

7番、中野大徳君の一般質問を許可します。

7番、中野大徳君。

〔7番 中野大徳君 登壇〕

○7番（中野大徳君） それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

質問事項。米価下落についてお伺いいたします。

近年の農業を取り巻く環境は大きな変化に直面していると思っております。農業の中心である稲作経営が主食用米の生産から飼料用米や備蓄米等への転換を余儀なくされております。果樹・野菜などの園芸作物の導入や付加価値を付けた加工商品の開拓など、様々な知恵を出して経営に取り組んでおられます。

どの産業も同じですが、後継者のいない産業は衰退し、現在農業に携わっている方々の生産意欲も減少すると考えております。

一つとしまして、町は、これらに対応すべく様々な農業政策に取り組んでおられますが、実状と効果についてお伺いいたします。

二つ目としまして、令和3年産については、消費者の米離れに加えて新型コロナウイルス感染拡大の影響で米の需要が大幅に減少しました。3年産米はこの影響を受け、予想以



上に買い取り価格が落ち込んだと考えております。町はどのように認識されておられますか。お伺いいたします。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 7番、中野大徳議員のご質問にお答えいたします。

米価下落についてであります。項目ごとにお答えいたします。

町の様々な農業施策の実状と効果についてであります。申し上げるまでもなく、農業は町づくりを進めていくうえで基盤となる産業で、地域にとって欠くことのできない産業であると考えております。そういった観点から、町では後継者・担い手確保対策と合わせ、経営が成り立つ農業の確立を目指し、水稲と重点振興作物での複合農業、水稲単一大規模農業を奨励し、農業施策を進めてまいりました。

具体的には、後継者・担い手確保対策として、各地で開催される農業フェアに出展するとともに、初期投資支援を併せて行うことで新規就農者確保に取り組んでまいりました。また、重点振興作物への規模拡大支援、農業用資材支援事業等による営農継続支援も実施し、後継者のいない農家には担い手の集約化を進め、大規模化、効率化に取り組んできたところであります。稲作については、近年、国庫補助等の採択要件が大変厳しい状況にあることから、認定農業者や人・農地プランに定める中心的担い手の機械購入に係る支援を行うとともに、圃場整備事業の推進により条件改善を図ってまいりました。

効果としては、直近5年間の新規就農実績が、平成28年度4組、平成30年度1組、令和2年度2組、そのうち4組が町外からの移住定住者でありました。町内においては、農業の大規模化により、個別経営から農業法人化が進み、経営の安定や地域農業・新規就農の受け皿として確立してきているものと考えております。しかしながら、集落によっては担い手不足解消までには至っておらず、農業従事者の高齢化やリタイヤによって、農地・農業用施設の維持・管理も厳しい状況になっており、農業に関わる人材確保として、小規模販売農家を含めた営農継続、営農意欲向上につながる下支えも必要な状況と認識しております。

次に、米価下落に対する町の認識についてであります。議員お質しのとおり、新型コロナ感染拡大に関連する業務用米の消費低迷、人口減少や食生活の多様化による米離れが影響していると考えております。この他に令和2年産米の在庫が積み上がり、市場での取引価格が

大幅に下落している状況も系統販売に係る仮渡金の下落に繋がったと考えております。

8番、山岸議員への答弁内容と重なりますが、次期作支援、農業用施設改良等補助、農業用機械購入補助等、多方面から支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） それでは、再質問をさせていただきます。

質問が重複しました。しかしあの、重複するという事はよくあるんですが、今回の米価の下落については、これは全国的な問題であり、今回の12月議会でも各市町村で議論されております。追加議案とかで援助しているところもあります。そういった意味で非常に注目されている案件ではないかなということで重複したものと考えておりますので、ご容赦ください。

まず、今回のこの下落は、これは全国の主な米どころには大変打撃を受けております。これ、只見だけではございません。本当に、大規模というか、そういったところに大変な影響を齎しております。

昨日、米の下落で検索しますと、全国のあらゆる支援策が出ておりました。そういったのも参考に質問させていただきます。

全国、近隣市町村もそうですけども、支援策を10アール当たりの食用米の作付けで対策を講じているところもあります。また、主食用の出荷に対して、30キロ当たりで営農継続支援を講じているところも多数あります。これは近隣市町村に多くみられる対策です。形は様々ではありますが、この12月の議会で、補正予算が提出され、ここ1週間、新聞等では出ない日はないぐらいに出たのかなと、そういうふうにも感じております。3年産米は、予想はしていました。そして、県のほうからも主食用米から、いわゆる飼料米とかに切り替えなさいと。そして、町に割り当てた、それをカバーして、主食用米下落をいづらかでも防いでいこうじゃないかと、国・県の指導の下、私達は生産してきました。これが予想以上に下落してしまったことが今の実態であると認識しております。

国・県は、下落を避けるため、飼料米、加工用米、それから大豆・麦などへの転換を呼び掛けてきました。3・4日前に、たぶん、只見町の担当者の方も県のほうの会議に行かれて、只見町の主食用米の目安を県のほうから示されてこられたと思いますけども、新聞の1面にも出てましたが、3年産米の目標に対して、実績といいますか、達成率はどのぐらいであっ

たのか。また、今回示された只見町の作付けの面積はどのぐらいマイナスされたか、参考までにお聞かせください。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） ご質問にお答えをいたします。

まず、令和3年の実績のお話でございました。只見町は主食用米342ヘクタールという作付け面積の中で、343ヘクタールだったかと思いましたが、達成をして、いわゆる、前と言う転作目標は達成をされたという状況でございます。

で、月曜日ですかね、今度、国の、令和4年に向けた、その作付け、主食用米の目安というものが出されましたが、本年からしますと、18ヘクタールの主食用米からの転換を呼びかけられているというような状況でございます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 良い成績だったのではないかなと、評価しますが、これはあの、要するに相双地方の田んぼが復興してきましたので、向こうのほうはそういった割り当てはほとんどゼロに近く作付けされ、こっちにまわってきたのかなというふうに思っております。

先ほど午前中、山岸議員の質問にもありました。会津若松市の例が出されたかと思えます。私も、別にこれ、山岸議員と相談したわけでもなくて、それを聞こうかなと思ってました。で、課長は、答弁は今わからないというような返事をなされたかと思えますが、私なりに、これあの、計算しました。山岸議員は面積あたりで計算なさいましたが、この若松の新聞報道に倣って、私なりに計算しました。只見町は、いわゆるJAに出荷している主食用米、令和3年、4万1,000体です。4万1,000体。生産者が177名です。これは主食用米とJAに集荷した分入ってますから、ここから飼料用米の分、7,813袋。これを差し引きます。そうすると、残りが3万3,187体になりますね。これに、3万3,200とおおよそ見て、下落した1,300円を掛けます。これが3年産米の主食用米の減収です。いくらになりますか。4,300万ですね。これが、この新聞報道で若松のとおり計算していくと、只見町の試算はこうなるんです。ということは、ということはですよ、この若松は1,700人影響を受けてます。で、只見町では約、約です、180名の農業者の方が4,300万の減収になったという計算になります。これは、農業を司る担当部署として、若松は、これは室井市長がしっかり答えているんですよ。今回の議会で。なので、皆さん、農業に対する支援を講じたいので議案を認めてくださいということでもあります。で、会津若松は、

その水稻農家に営農継続支援として、10アール当たり2,600円を支援する。というのが可決されました。それに加えて、先ほど課長も答弁なさってました。収入保険どうのこうのとおっしゃってましたけども、この収入保険の掛け金を会津若松市が補填する議案も検討を今しているという新聞報道でございます。これはどういうことかといいますと、例えば、収入保険も入ってますから、これだけですと。そんなにはないでしょうというような言い方をよくされる人がおられますが、これは収入保険は自分のお金で掛けているんですが、これは安くありませんよ。当然、もらうのは当たり前です。ですが、例えば、小規模を言われる、例えば10体出してる。20体出荷している。まあ、そのぐらいの人もいるわけですね。50体出してる。その人らは、保険の掛け金よりも、ね、掛け金を毎年払うよりも、掛け金から見合わせ計算すると、払わないで、いつ使われるかわからないのに、そういうことで少ない人はこの保険に入る人少ないんですよ。実態は。で、今回、午前中、この中継を見ている農業者の方から連絡もらいました。実は今年はこの収入保険きかないんだと。それは、10パーセント落ちてないからきかないんです。何故10パーセント落ちてないかと。その人はトマトもやっているんです。なので、トマトが、片方では良かったので、農業収入だけ、水稻の収入を見れば落ちてはいないんだけど、トマトがあるがために、全体的な収入が落ちなかったんですよ。ただ、部門を分ければ米部門は赤字ですよ。それを今トマトのほうでカバーしているという、そういうがために、この保険は適用にならないということなんです。

だから、一つ、私が提案したいのは、この保険は、収入保険は、これね、近隣市町村でもやっているところありますよ。わざわざ紹介しなくてもいいんですが、保険は、これは町が、この保険料をもってあげても何の問題もないんじゃないかなと。そうすると、そうすると、その小規模の人は、保険料をね、払わなくてもいいんだけど、払わなくてもいいんだけど、いざという時には適用になるわけです。それだけ今度、農業者にすれば、町には、大変、直接的な補填ではないけども、まあ、保険ですから、いざという時は保険屋さんから出るわけですから、町が直接支援しなくても、まあ、ね、いいような格好にもなりますし、大規模の人はほとんど入ってます。みんな入ってますよ。何故なら、今回のようなことがあって、これがなければ、まあ、全国的に見ればですよ、全国的に見れば、大口のところなんかは、もう何千万という減収ですから。もう今年、それこそ首つる騒ぎですよ。この保険がなければ。なので、この小さい中山間地域であれば、この保険料を行政が面倒をみてあげるぐらいのことは、私はこの今の状況から鑑みれば、あってもよろしいんじゃないかと思って提案します

が、お考えはいかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） ただ今ご提案をいただきました収入保険の掛け金についての支援の関係でございます。収入保険につきましては、元々、国からの支援は当然入っております、そういった中での運営になっております。そういった中で、今回、こういった米価下落があったということ。さらにあの、収入保険については、青色申告をされている方が過去、結果、過去5年、過去3年のデータがないと収入保険というものはいずれ加入できないわけでありまして、けれども、今のご提案につきましては、こういった米価下落の際、もしくは収入保険に農家さんが皆さん入っていただけるための、なんていうんですかね、推進としての支援という考え方であれば、当然あるのかなと思っておりますが、いわゆる限定的なものというのは一つの案かもしれませんが、今回あの、こういった次期作支援の中で町としては今準備をしているところでございますけれども、今、ご提案を頂戴いたしましたので、併せてテーブルのほうに上げまして検討はしていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） ありがとうございます。

是非、まあ、実現するかどうかはわかりませんが、これは議論、テーブルに上げていただくということで、了解いたしました。

町は今まで、ブランド化、ブランド化ということで、振興計画にも当然掲げて、一生懸命進めていらっしゃることはよく認識しております。春に、予算化しまして、食味計を町は、それを利用して、米のブランド化を図りたいという意味で、400万という予算で購入なされたというふうに記憶しております。実際にその、食味を实际計るのは3年産米、今年の秋からだったかなと思っております。私は決して、数値は悪くはなかったのかなと勝手に想像しておりますが、その食味計の利用状況。そして、それをどのように只見産米のブランド化として役立てていかれるのか、その辺を説明してください。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 今年あの、補正予算の中で食味計の購入について議決をいただきまして、9月に整備を食味計いたしました。まず利用状況といいますか、実際に計測された件数ですけれども、延べ84件ございました。で、84件測定をさせていただいた中で、その平均の点数と言っていいでしょうか、平均点80.9点ということで、非常にまあ、良

質というか、大変良いというような値になります。その中でも最高点ございましたのは、87点が最高で、それが3点ございました。80点以上ですと、84件のうち61件ということで、すごい高い食味が出た、美味しい米であろうというような結果でした。

これからのこの利用でございませけれども、既にご案内はしておるところですけれども、上位の米、今回87点が3点ございましたので、その3点について、ふるさと納税の返礼品として活用をしていきたいというふうに考えております。既にあの、その方にはもう、既にコンタクトをとらせていただいて、それぞれ、3体ずつ、30キロ3袋ずつ、をお願いしまして、今のふるさと納税ですと、比較的、平均ですと、1万5,000円の寄付に対して10キロがたぶん、平均かと思うんですけれども、今回まあ、3農家だったものですから、3キログラムをそれぞれ、3農家分、9キロ、1万5,000円の寄付で9キロ分、それぞれやって、食べ比べセット的なような形でPRをしていきたいというふうに考えております。実施時期はたぶん、ちょっと今、年末にも差し掛かっておりますので、1月ぐらいからスタートしたいというふうに考えておりますが、そういった形で只見町のお米をPRをしていきたいと。さらにまあ、結果も非常に高い結果がありましたので、それも含めてですね、ホームページなどで周知を、広報しまして、只見の米の価値を上げていきたいというようなことで今考えておるところでございませ。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） まあ、80点以上であれば、大変良い成績であったのかなとは思いますが、ただ、これに関しては、非常にその扱い方が大変難しいと思うんですよ。というのは、只見町といっても、一言でいっても、圃場条件が全部違うわけなんですよ。なので、例えばふるさと納税にお送りするお米。これを例えば80点以上の米を集めて、そして、ね、均等にすれば話はまだわかるんですが、これは大きい人は圃場100枚・200枚あるわけです。そのうちの1箇所、たぶん、良さそうなところを持って来ていらっしゃるのかなと。私もやってみました。私は地区ごとに圃場からやってみました。この平均点、俺が持ってこなければ、もうちょっと良かったかなと。いうのは、申し訳ございませんが、飼料用米もやってみましたから。飼料用米はどのぐらいの値が出るのかなと。それでガクッと下がってしまったのかなと。皆さんは大変良かったです。やはり、例えば、これを、件数などを表示してお客様に送った場合。これはまた大変な、これ、反響が出ると。もう数字で、同じ只見の人が、この人が80何点で、この人が80何点で、という、そういった使い方は俺はしないほうが

いいのかなというふうに感じております。それは当然そうだと思いますよ。納税者にしてみれば、同じ納税金額で、同じ商品で、同じ只見町で、例えば80点の米と82点の米、どちらをチョイスするかといったら、そんなの言われなくてもわかってしまいますよね。なので、個人的にこれ、点数で差をつけていくというのはあまりにも危険すぎるんじゃないかなというように感じておりますので、その辺のところはよく内部で協議していただいて、只見全体的にイメージが上がるような文書なり、そういったもので是非献上していただきたいなというふうに考えております。

そういった意味で、せっかく買われた機械ですから、あらゆる、只見の米は全体的にまあ、美味しいんだぐらいのイメージを、どこの米よりも美味しいというわけにはいきませんでしょうから、そういったイメージがさらに広がるように私は利用してほしいなというふうに思っています。これ、例えば、新潟県産のコシヒカリもってきたって、90点出るわけでも何でもないんですから。私、そう思ってますよ。圃場によっても当然、バラつきもありますので。食味計についてはそのようなことで、今進めていらっしゃるブランド化を是非、さらに推進していただきたいなというふうに感じております。

今回の下落に対して、先ほど言った会津若松の試算で、私、勝手に計算させていただきましたけども、担当課長として、その午前中の、よくわかりませんという答弁では、これは対策ができるわけがないなと思って聞いておりました。これは山岸さんのおっしゃったとおりだと僕は思います。まず、農業者の実態、それから今回、答弁書にあります、次期作支援。それから農業用施設改良等補助、農業用機械購入補助という、多方面という言葉はお使いになってます。それから、県による、山岸さんの答弁書にありました、あれですか、種籾の支援ですか。農業者の立場から言わせてもらいますと、種籾支援。せっかく県がやって、今度は町がそれに上乘せして支援していただくという施策でありましょうが、農業者にとっては、はっきりこれは見えません。補助していただいているのかどうか。どういうことかと申し上げますと、種籾を自分で買う人。これは多少見えますよ。種籾代で。でも、種籾代だとわずかですよ。で、あとは、苗を買いますね。苗、一箱あたり、今いくらだか、まあ、いろいろありますけど、700円とか800円です。そこの、あの700円、800円の値段は、中に入れる、種籾は当然撒きますけども、土。それから消毒。それから籾から苗に育てるまでの手間。それが全部入ってあの値段になっているんです。そのうちの種籾支援ですと、もう何百円の世界なんです。それが、1回、これ買う人は買って、町はこの中の種籾代支援し

てもらってますっていうのは、皆さん、見ているかどうかわかりませんが、あとで請求書がきたうちの何十円か何百円。これが補助金ですという形で明細で見られるだけの話で、これを支援してますからって言われても農業者には伝わらないですよ。実際、今までだってされたことありますが、実際、伝わっておりません。今回、秋にやられた近隣市町村のほうがよく、みんなに伝わるし、伝わるし、助かる。これが実態だと思いますが、どうお考えですか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） いくつかお話ございました。

まず、食味値、点数の関係の取り扱いというか、そういったお話ございました。今回あの、食味コンテストということで上位米について食べ比べセット的なものを作ろうということですね。また、只見町の、その全体的な食味計を使っての数値的なものについて広くお伝えをしたいということで、個別にその点数を表していこうというような考えはございません。全体的に只見町のお米の評価を上げていこうというような施策に使いたいというふうに考えております。

あとそれから、午前中に山岸議員からのお話があって、そのどのぐらいの下落額かというようなご質問で、私はおっしゃるとおりお答えしませんでした。それはあの、ある程度は計算、何体、系統出荷するかということで、ある程度の数値はつかめますし、下落額もわかりますので、計算上は出ましたけれども、独り歩きといいますか、正確ではないのでお答えをしなかったということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、今回の支援の方法についてです。近隣町村で10アール当たり2,000円から、1万円というところもたしかあったと思います。当然あの、支援をしていない市町村もあります。そういった、いろいろ、自治体のうち、町長も午前中お話ししましたが、自治体の事情であったり、そういったことで支援の方法は違うことはあります。農業者にその支援の方法が見えるか・見えないかというお質しがございましたけれども、おっしゃるとおり、10アール当たりいくらで支援をします。損失補填的な形での支援は、直接のお金ですからしっかり見えます。自治体がこの金額を支援したんだなというようなことで、しっかりと確かに、金額ですのですぐ見えるというのは間違いだと思います。ただあの、町としましては、次期作支援として種籾の上乗せ補助も当然いたしますし、それ以外に今後の農地農業用施設の維持管理、さらには稲作農家さんの永続的な経営の支援というようなことも含めてセットで



支援をしていきたいというふうに考えておるところですので、見えるか・見えないかというお話であれば、先ほどの中野議員のお話のとおりでありますけれども、遜色なく、または逆にそれ以上の支援を計画しているということでご認識いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 見える・見えないにかかわらず、それ以上の支援を計画しておられるという答弁でございましたので大変期待しております。

この米価の下落に関しては、これは全国的、これ、市町村あるいは議会あるいは農業委員会などから、意見書なども提出されているようなところもあるようです。私としては、今議会の追加議案で提出されても、何ら、理解の得られる議案であると私は思っております。実際に追加議案で出されているところも近隣市町村ではございます。まあ、答弁書にありますように、3月の当初予算に次期作支援等々、いろいろ、あらゆる方面から支援してまいりたいと考えておりますという答弁に期待して質問を終わりたいと思います。

町長、お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 議員から、改めて、大変、米価下落等に伴ってご苦勞なされている実情、深刻な状況、併せて他市町村等の取り組みを教えてくださいました。

実はあの、町村長の会議あります。その時に、いつでしたか、月忘れましたが、東北農政局のほうから来られまして話がありました。というのは、やはり、米の消費がどんどん落ちていくというのは、人口減少に伴って食べる人が減ると。あとはパンとか様々な食べ物、多様性がありますので、一人当たりの米の消費量も減っていくと。これから将来に向かってはどんどん米の消費が減っていくということですから、これは今年、来年、単年度の話じゃなくて、もう将来に亘っての傾向だということはおっしゃってました。そういった、残念ながらそういった流れがあるということ、十分ご承知だと思いますが、そういったことを我々町村長にも直接説明がありました。

そのうえで、もう一つあるのはやっぱり、福島県は原子力災害の風評被害がありまして、本当に私は只見町の米、会津の米は美味しいと思っております。本当に、たまに出張して東京の米食べて帰ってくると、いや、全然違うなというふうに改めて感じますので、私は本当に只見の米は美味しいと思っております。食味的にもそういったことが裏付けてられているのかなと思います。ですが、やはり、その風評被害で、福島というだけで価格が下がると

いうことは、非常に福島県の農家さんにとって心外な話で、これは今までもそれぞれのところで要望していますが、県、国で頑張ってください、その風評については一日も早く払しょくしていただきたい。また、その努力を重ねていただきたいというふうに思っております。

あとは、実は若松の市長さんとも、要望活動一緒になった時にその話をしました。若松の市長さんは、去年は実はそういった要望あったけれど、去年は結果やらなかったと。ただ、今年は状況からみてやろうと思っているという話は市長さんからは聞いてますし、あとは坂下の町長さん一緒だったんで、坂下の町長さんからも、それ、やるという話は聞いてました。湯川の村長さんはやっぱり、やはり湯川の米というのは、ある意味、村の、ふるさと納税であったり様々な面で特徴づけられていますので、それは湯川村の村長さんはいち早く、そういった姿勢を示されて、そういった姿勢が特にあの、いわゆる会津平っていうか、こういったのに影響してきたのではないかなと推察しております。ですから、そういったことと、皆さん、必要性は早くから感じておられたし、それは重々承知しておりました。やはり今、課長が言いましたように、たぶん、そういった政策ということも当然あっていいんだろうと私自身も思ってます。ただ、ただ今般は、今年、やはり、これが今年単年度のことではありません。やはり、来年度の状況わかりません。そんな悲観的なことも、がっかりさせてしまいますが、やはり安定的に営農していただくための順番として、まずはその補助率を上げたり、農業用機械の更新に関する助成。あとは、もっと言えば、来年度、草刈り機、除草機と表現したかもしれませんが、草刈り機械に関して、特に今、畦畔の草刈りが容易でなくなってます。そういった中で、特に新潟のほうに行くと、名前出して失礼ですが、いわゆる除草剤使って、赤茶けたようになってます。やはりそれはあの、エコパークの関係で、やはりこれから只見の米をブランドで売っていくんだったら、やはりちゃんと、除草剤、田んぼの中は別として、畦畔は除草剤じゃなくて、ちゃんと草刈りを只見町の米はするんだ。今、ほとんどの方されていると思います。ですから、そういったことに草刈り機械に助成していくとか、そういったことで、そこの心意気っていいですか、そういったことを示していくことが大事だろうということで、今般はこのような形で支援策ということで話をさせていただいております。ですが、やはり、来年度以降、まだまだ厳しい状況続いていくと思います。議員おっしゃった収入保険料の助成といいですか、補填といいですか、そういったことも担当課長のほうではテーブルに上げたいというふうに実務者レベルで言うておりますので、そこら辺は農家の皆様、あとは関係者の皆様で、やはり、長く、持続的に営農できるような仕組みはど

うやったらいいかということは、まずは実務者レベルで検討をさせてまいりたいと思っておりますので、本年につきましてはそのような視点で環境的な支援をしていくと。そして、逐次、そういった合意が整ったものについては、当然、整った案の段階で議会の皆様にご協議いただくこととなりますが、そういったことで考えておりますので、決して単年度だけの政策で考えているわけではありませんので、そういった考え方の下に、本年はこのようなことで取り組みをさせていただきたいということでございます。議員おっしゃる趣旨、また様々な事柄につきましては、しっかりと受け止めさせていただきましたので、今後ともいろいろ、我々が気づかない情報であったり、支援策についてありましたら引き続き教えていただきまして、お力添えをいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○7番（中野大徳君） 期待しております。

終わります。

○議長（大塚純一郎君） これで、7番、中野大徳君の一般質問は終了しました。

続いて、3番、酒井右一君の一般質問を許可します。

3番、酒井右一君。

〔3番 酒井右一君 登壇〕

○3番（酒井右一君） 通告に基づきまして一般質問を許可していただきましたので伺います。

一般質問。1、人口減少が進む町之最優先課題について伺います。

これには二つ、テーマがありますが、議長に許可をいただいておりますが、資料を配付を…

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

資料配付してください。

〔資料配付〕

○3番（酒井右一君） それでは、1番、人口減少による人口ビジョン予測値と実態について伺う。現状を見ると、町当局の予測より激しい人口減少が続いている。その原因を把握しておられますか。その原因は何だと思えますか。端的な説明を求めます。また、町として減少が続いているこの人口。人口減少がもたらす最大の危機は何か、答弁いただきたいと思います。

二つ目。人口減少と財政縮小のスパイラルの中、どのように業務、これ、中期財政見通しの中では業務となっておりますが、政策の精選と洗練を行うのか。人口減少に伴い、町の財

政規模も縮小している。特に近年は経常収支比率が上昇しております。80を超えております。一方、生産年齢人口が減少し、幼年、資料の最後にありますが、幼年、扶養人口が増加している。こうした中、諸物価の高騰を受け、年金暮らしや失業中の方々から日々の暖房費にも事欠くという声が、私、議員の立場で個人として多数寄せられております。特に診療所の救急医療。夜間は受付できない事態が続いております。これらは火急的な対処が必要な目の前の課題だと私は思います。町長は、町民の福祉の向上のために行政体があると断言しておられます。中期財政見通し。こうした事態を踏まえ、どのような業務の精選と洗練を行うか伺います。

そのうえで、まず、町長が今、最優先と認識し、解決を急ぐ課題は何かについてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 3番、酒井右一議員のご質問にお答えいたします。

人口減少が進む町の最優先課題についてでございますが、項目ごとにお答えいたします。

はじめに、人口減少による人口ビジョン予測値と実態についてであります。人口減少は全国的にも続いており、このことから急速に少子化が進展している現状でございます。

議員お質しのとおり、当町における予測を超える現象については、他の中山間地域にも同様の傾向が見られますが、町の高校卒業後の転出とUターン・Iターン者が依然として従来と同水準となっていることから、人口構成の変化による社会減が要因になっていると分析されます。

また、この人口減少がもたらす最大の危機については、担い手不足による集落機能維持の低下や税収等の減少による、町としての自治機能の維持を脅かす恐れがあるものと考えております。

次に、2点目の人口減少と財政縮小スパイラルの中、どのように業務の精選と洗練を行うのかについてであります。

経常収支比率が上昇していることや、諸物価の高騰、診療所の夜間受付問題など可及的に対処が必要な目の前の課題であることも議員お質しのとおりであります。

まず、通常業務については各課から提案される実施計画の一次ヒアリングで事業の必要性や優先度の精選を行います。さらに、当初予算計上までにそれらの事業を洗練し、予算とし

て審議をお願いする流れとなっております。

以上の経過を踏まえた中で、最優先とすべき課題は人口減少にあると考えており、この人口減少を解決するためには、現在只見町に居住をしている人をはじめ、これから只見町に居住していただけるよう、様々な事業を展開することに努めてまいりたいと考えております。

先般は、議員の皆様方のご理解をいただきまして、商品券を全町民に配布させていただきました。これは灯油等燃料に限定するものでなく、飲食の用途への使用分も含まれており、只見町に居住し生活する方々に恩恵があったものと考えております。

また、U・Iターン者を増やす制度を充実し人口の社会増を目指すことも必要と考えております。先般の9月会議では、町出身者から少しでもUターンしていただける方を増やしたいと考え、返還免除型の奨学金制度創設を提案し、議員の皆様方にご承認いただき、募集を開始することができました。これにより少しでもUターンがしやすい環境を整えることができたと考えております。

これら様々な分野で新たな事業創設や既存事業の継続と見直しを実施していくことで、大きな課題である人口減少に少しでも歯止めをかけたいと考えておりますので、引き続き酒井議員はじめ議員各位の皆様のご提言、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 若干、資料を、当局者側にお配りした資料に、5ページ目に、一番最後の欄、皆様にもお配りしてあります。ここにあの、2015年国勢調査の年の、いわゆる幼少人口。これはあの、まだ労働力にならない人口。それから生産人口。これはあの、労働力人口。それから高齢人口。これは扶養される人口。という区分けで2015年、2018年、2021年と比較したものでありますが、2021年の数値を2015年の年と比較しますと、右が減少率と書いておきましたけれども、これが非常に偏っておるわけです。一目瞭然でありましょう。全体では384人減っておるんですけども、減り方が幼少人口の場合、約18.9パーセント。それから生産人口が12パーセント。それから老年人口は2.4。つまり減らないんですね。これ、当然あの、このままおそらく推移しますと思いますが、さらに、いわゆる幼少人口、生産人口が減って行って、どんどん人口が減ると。何もこれ、今問題にしたわけではなくて、私、役場職員時代に統計の担当者もしておりました。そういった関係で、この人口と、それから固定資産税の推移。いわゆる町税の推移。これを私が議

員になってからずっと調べて調査しております。で、いわゆる人口ビジョンができた年から数えますと7年目です。人口ビジョンの中に、人口ビジョンとともに、総合戦略と二つありますけれども、特に人口ビジョンの中の32ページです。改定前ですが、今も改定されませんので、ページ数は飛んでいるかもしれませんが、32ページには、各世代ごとの問題点。そして、33ページだったかには、これを何か対策をして解決しなければならないと、こういうふうに書いております。これが7年前です。しかしながら、その何か対策たって、Iターン・Uターン。それは再三、口にされてきましたが、7年間歯止めが止まらない。私の試算ですと、いわゆる2040年が人口ビジョンの、いわゆる最終的な数字になりますが、町は3,000人とするというふうにご書いておるわけですが、どう考えてもこの減り方からみると、現状の政策だけ、施策だけをやっておって、これが止まるとは思いません。何故思えないのかというのは幼少人口が減っておるからです。すごい減り方です。これはあの、統計上の計算の仕方ですから、2021年の4,086人という数字が出ておりますが、実は直近の、これは広報に載せてある、これ確か、国勢調査から引き継ぐ数字だと思うんですが、これでは4,000人を割って3,964人と、こうなっているわけです。

でありますので、ひとつ、大変重い話をお伺いしますが、これら様々な分野で新たな事業創設や既存事業の見直し、継続を見直しを実施していくことで大きな課題である（聴き取り不能）すると、最後に答弁書では締めくくっております。さらに、Uターン・Iターン者を増やす制度を充実し社会増を考えております。社会増なんですね。いわゆる、奨学資金も社会の動きです。転入・転出・死亡・出生。死亡・出生については、これは人の命。この中で7年間思い続けておりました。提案もしました。これ、人間の子供、何でもそうですけれども、いわゆる哺乳類。余計な話をしますけど、人が生まれなければ増えないと。生まれてから後の仕事の話はここにいっぱい書いてありますが、生まれる前の施策。これがないんですよ。答弁書には。生まれる前の施策というのは何でしょうか。いわゆる子供をつくる。そういった世代の方々。そして、昨日、今日、テレビ、新聞でやっていましたけれども不妊治療と。これをその、何回か保険適用するという話ですが、これはあの、43歳以上はやらないと。あるいは40までは2回とか、40代になると、かなりその、子供ができにくくなるということを示唆しているんだと思って聞いておりました。で、こここのところの対策を、本当はこの答弁書に期待したいんですが、子供が出生するまで、独身の男女が一緒になる。フランスでは特にあの、結婚しなくても、いわゆるカップルであれば良いんだよということから、

確か、今から30年近く前に極端に減少していった人口が、その、いわゆる結婚しなくても、しても、子供をつくるために経済的な支援をするよという時からV字回復をした経緯があります。これあの、先の議会でも町長もご存じでありました。で、この、今言う、その、男女が一緒になるまでの間。ここがないから子供が生まれません。こここのところの策があるのであれば、ないとは言わないでしようが、聞かせていただきたいと思えます。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 今ほど酒井議員おっしゃった男女の出会いの場というところがございますが、先日、お示しさせていただきました実施計画で、遅くなったかもしれませんが、来年度の計画としまして、出会いの場コミュニティ創出事業ということで計画をさせていただいております。コロナ禍でもあり、町内でもそういった機会がなくなっておりますので、そういった場を提供するというようなことで今現在検討させていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 12月議会というのは、私も常々思っておりますが、もう既に事業が終結して、降雪しますから。それから、1月・2月にかけて次年度の予算編成をしますから、12月に何らかのヒント、アクション。これを起こさなければ次の予算に結ばないわけです。

これはあの、実施計画の12ページの87に、今、地域創生課長が説明された出会いの場、コミュニティの場創出事業と書いてありますけれども、これ県のサポート事業。県のサポート事業と言われても寂しい話でしてね、この町は、県・国、余計な心配するなというくらいに、施策、これを頑張っていたかかないと、さっきお示したとおり、幼少人口の減少率、止まらないんですね。ちなみにあの、私的な計算をする、大変失礼ですが、県内で、この幼少人口のこのような急激な落ち方はトップ10に入ってますよ。県の平均的な仕事を追いかけておったんでは、これは止まらないということですよ。

で、重ねてお伺いしますが、今は地域創生課長さんのご説明でしたが、来年度、これを予算化してどのような事業になるのか。そして、その事業は、どこの、誰が、どこの誰っていうのは言い方変ですが、どこの部署が担当するのか、ここでお聞かせ願わないと、来年の、私と町当局の間の契約ができませんので、来年度の予算上、どのような形で出てくるのか。そして、それはどこの部署が担当するのか。お伺いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 今ほどのご質問にお答えいたします。

まずあの、県のサポート事業というのは、財源の面で振興局のサポート事業が採用できそうかどうかということで、現在、サポートの申請を使いながらやりたいと考えてございます。ただ、事業の内容につきましては、県のほうで提供いただいた事業とかではなく、只見町の独自の事業として現在検討させていただいております。

それから体制ですけれども、こちらの実施計画に書いてございます、担当は振興センターのほうで、3地区で、若い方々集められるような形で推進をしていきたいと。内容につきましては、集まる場ということで、軽いスポーツとか、そういった機会の場をまずは創出して、お互いの交流を深めるところを、まずは基本に始めていきたいなということで、詳細につきましてはまだ調整中でございます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 過去には、富士山近くの、若い人たちが集まる場所に、町が主導的に連れて行って、そこでバレーをやったり何かして遊んできて、私も行ってきましたが、勿論、青年団のあった頃ですから、そういったことも今よりは容易だったかと思いますが、しかし、なくなったからしょうがないでは済まない。なければやっぱり行政主導であっても、そして、中期財政見通しの中では住民協働を謳っておりますな。住民協働と謳っている以上、やはり住民の方々と協働していくしかない。そうしなければならぬ以上、これは強い、住民の方々に対する呼びかけが必要だと思います。私の後、齋藤議員の集落に関する部分ありますから、おそらく、その中でも出てくるんだと期待しておりますが、なんとかこれを、実りのある、つまり、私らが行った頃、確か、30名くらいでしたか、2組ぐらいは結ばれておりました。なんとか、具体的にその、実のある事業になるよう、地区センターにも本気を入れてやっていただきたいと思っております。

地区センター、今の話を聞いておりましたが、町長に聞くべきですが、申し訳ないですが、直接聞いてもよろしいでしょうか。地区センター。今、地域創生課と地区センターの連携の話が出ましたが、この点について、地区センター、住民協働の考え方も含めてどういうふうに現時点で考えておられますか。何故、地区センターにお伺いするかということになりますと、この中期財政見通しの中で出ておりますものを拾い上げて、そして政策を精選していくと、こう書いてありますので、当然、査定なり、協議なり、あったものと思っておりますので、その内容について、どのような方法でこれからやっていくのかお伺いします。



○議長（大塚純一郎君） 振興センター長、菅家亮君。

○振興センター長（菅家 亮君） 次年度の事業ということで、若い人達が、軽スポーツということなので、スポーツが得意でない方も来やすい環境をつくってやっていきたいなというふうに思います。私としましては、やはり若い人の意見をいろいろと聞いていきたいなというふうに思います。かつてあの、イベントとして出会いの場を設けてやっておりましたが、本当にそれが効果的な事業になるのかなという部分もありますので、様々に若い人に意見を聞きながらやっていきたいなと思いますし、まずこれはあの、若い人達が集まるという部分の一番の最初のきっかけの部分になりますので、これを継続してやっていくことで出会いの場として成立できれば、それが良いのかなというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 総論、概論はそうでしょうが、私らの頃は容易にできたというのは、今言ったように、若い人達の集まりを持つ者がおりました。今、いないんですよ。どういった道具を使って若い人を集めますかと。そここのところができないと、若い人が集まってきませんから。わかるでしょう。今、家で何でも済ませる時代ですから。一緒に映画行きましょうたって、家で金さえ払えば、ペーパービューなり、DVDでも何でも観れますので、さあ、じゃあ、あの子、いや、ごめんなさい、つまり、パートナーを、なるべき方をみつけて、ひとつ、自動車買ったんで一緒に映画観に行きませんかと思ったって、そうはいかない時代が今なんです。そこで、簡単に若い人達に集まってもらって、この問題を解決していく、一緒にやっていくって、そうはいきませんので、そこをどう考えているのかお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 振興センター長、菅家亮君。

○振興センター長（菅家 亮君） 私達行政が持っている目的と、やはりその参加する方のメリットというのは、たぶん、違ってくると思いますので、そういったメリットについても、今後、十分協議して、次年度の事業に反映していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 行政と、いわゆる地域住民が協働していくと。そして、行政が持つテーマ、住民が持つテーマ、一緒に解決していこうやというのが住民協働でありまして、協働という字は協同組合の共同でないんですよ。共に働くんですよ。だから、住民協働を、くどいようですが、ここの部分を強調してやっていくには、まず地区センターとしてどういう手法をとられますかと。事業が始まると。仮にですよ、今の時点で予算がついて、来年の4月

から予算執行できると。あるいは現状の地区センターにお任せしてある、たしか当時は50万でしたが、その中でもできるはずです。どういう手段でやっていかれるのか。くどいようですが、長い、これ、地区センターができてからの歴史はありますので、その中から解決できない問題。そしてまた、人口ビジョンにも課題として挙げてある。7年間の間、これも解決できない問題であります。そう簡単に答えの出る話ではありませんので、現状、どのような手段を使って、この仕事をしていくのか。この仕事というのは、幼年人口を増やすというのが最終目的ですが、いきなりそんなこと言ってしまえば、これはあの、誰も引いてしまいますでしょうから、そこを地区センターが住民協働をしながらやっていくためには何をすべきなのか。これをお伺いして、この件に関する質問を終わりますが、ひとつ、どうぞ。

○議長（大塚純一郎君） 振興センター長、菅家亮君。

○振興センター長（菅家 亮君） すみません。協働という部分で捉えますと、やはりその前には、共有であったり、そういったものあってはじめて方向を向くのかなというふうに考えておりますので、その辺をしっかりとやっていきたいなということと、あとは、やはりその、若い人、一人が好んでくるというのはなかなか難しいので、その辺は友達同士、誘い合いながら、広めていきたいなというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） こういう場で恐縮ですが、確か、センター長はラフティングなんか得意だと思います。それからバードウォッチングなんか非常に長けておられます。そういうものをその、使ってと言えば変ですが、これは地区センターの予算を使ってできるわけですから、そういった中で小鳥を観る会。あるいはラフティングをやってみる会。様々あると思います。私はもう少し若ければ臨時雇いにしてもらってやってみたいと思いますので、是非、検討していただきたいと思います。

続いてなんですが、資料をお配りしました人口関連のページの最終ページ。そこにはあの、棒グラフがついております。実はこれもあの、中期財政見通しの中に言っているものと同じなんですね。私を書いておりますものは、これ、中期財政見通しの中では、棒グラフではなくて折れ線グラフになっておりますが、経常費が非常に高くなっております。これを調査始めた時点から調査終わる時点。つまり固定資産税の欄を見ていただきますと、1億たしか数千万減っておるわけです。で、1億数千万たって、これ、いわゆる町民の方の資産からあがる固定資産税、お支払いいただく固定資産税。これではなくて、その下に、うち大規模資産

というふうに書いてありますが、書いておきましたが、これが平成20年で6億。それからこのグラフでいうところの令和2年で4億7,100万ですね。ですから、やっぱここで1億数千万減っておるということでありまして、問題は大規模資産の減少だなど、こう捉えております。それについては、中期財政見通しについても同じ視点でありました。さらに、これを分析していきますと、この、いわゆる町、町税の中の固定資産税でいうところの総額に対して、大規模資産。この割合が実に70パーセントを超えておるわけです。これはあの、私、当局ではありませんので、これを説明するのが本筋ではありませんが、何故ここの話をするかと申し上げますと、中期財政見通しの5ページのところを見ながらお話ししますと、その事務事業の精選ということで、投資効果を重視しておったり、5ページの事業の見直しをしますと、いうところに、事務事業実施の基本的判断は次のとおりですと。観光まちづくり協会や賑わい… そうでないな、事業の明確化、趣旨、目的は何かと、ずっとこう、これ、当局の資料ですから議会の方々によく見ていただきたいんですが、費用対効果の判断、緊急度、終期の設定。これ、大変重要なことを書いてあります。事務事業の精選、洗練に関する基本方針。これに基づいて、地域創生課長が実施計画を作ったと14日に答弁されております。

そこでお伺いしますが、実はこの話は三瓶良一氏が完結してしまいましたので、ことさらもう一回話す話ではないんですが、どうしても私は納得いかなかったのが、これ、賑わいを只見の中心市街地にもたらずというのは誰しもが望むことであって、反対できるものではないんですが、どうしても納得できなかったのが、債務負担行為一覧表の中にある客車購入なんです。これが3,700万。この段階ではですよ。これが、どのようなその、投資に対する効果。今申し上げたとおり、その投資効果が上がるのか。費用対効果ですね。この辺の、5ページだけ見てもですよ、客車購入が本当にこれと合っているのか。ここのところを解説していただきたい。お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 誰が答弁していただけますか。

観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 今、お質しのありました賑わい創出事業といった形で、今回、実施計画、令和4年度では5年度の実施計画書を地域創生課長からご説明をした中で、賑わい創出事業の中身につきまして若干触れさせていただきました。その中で客車購入といったような部分につきましては、先ほどの議論の中でも様々お話をさせていただきましたとおり、JRとの協議の中で1億円程度といったような金額の提示もあったといったようなと

ころ。こういったところも総合的に見させていただきまして、今回の賑わいづくり事業の中では客車の導入というのはなかなか難しいだろうといったような判断の中で、今回の令和4年度の総事業費の中にはその分は入れていないといったようなところで整理をさせていただいたところがございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 嫌みの質問をして申し訳ないんですが、1億円だったから今回やめたという理屈ですか。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 当初、町長からもご説明がございましたけれども、やはり、駅前賑わいづくりの一つの大きな、シンボルツリーといいますか、モニュメントといいますか、そういったような形での活用といったようなことを検討させていただく中で、やはり、そういった人を集める大きな、目的地化といったところでの大きな何かシンボルが必要だといったようなところでの客車の導入というのを検討させていただいておりました。その中では当然、賑わいづくりの一つの効果になるだろうといったようなところではございましたけれども、様々な議論の中で様々なご意見もいただきました。また、

○3番（酒井右一君） 1億円だからやめたのかって聞いてんだ。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 一つの要因としては、そういったところがございます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） その一つの要因の、ということは、二つ、三つあると。先ほど今回はやめたと。今回ということは次回があるということですか。お伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 賑わい創出事業としての客車の導入は今回、断念をさせていただいたというところがございます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 賑わい創出事業。これは令和3年と4年の債務負担行為の事業。この中のこの事業からはもう外れるということで理解してよろしいですね。

であるならば、これもまたあの、申し訳ないんですが、何で、負担行為の補正をしないんですか。時間がないんで、みんな言いますが、予算補正。その中で負担の変更。これはあの、確かに、必ずしもやらなければならないものではないという言い方もありますが、法令上は

やると、補正をすると、変更すると。特にこの場合は、賑わい事業の中から客車列車の3,000万の項目そのものがなくなったわけですから、これは補正予算の時に、負担行為補正をするべきでないですか。観光課長のほうばかり向いているとなんですが、是非、責任のある立場の方のご回答をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 債務負担行為補正のお質しでございます。おっしゃるとおり補正すべき時期に、事業、これから、まだ確定していない部分もございます。そういったものを含めて、事業費等の精算がついた段階で補正をすべきというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 二度申し上げますが、事業の中から事業名がそっくりなくなったんですよ。それでな、俺も調べてみたんだ。これ、加除式の本だから、総務課長持っていると思いますが、照会地方財務事務というのがありまして、この地方財務研究会が発行している本です。ここに質疑応答書がありまして、これは負担行為補正をするべきだと、こう書いてあるんですね。そうしないと、予算編成の時に辻褃合わないんじゃないですか。私、監査委員でもありますから、決算の時に、またこういった本を見て悩むことになりますので。これはやはり、事業がそっくり落ちたのであれば、補正予算の時に2表でも3表でもいいですから、今回の、結構ありましたな。債務負担行為。その下に一つ追加すればいいだけの話ですから。ここにやはり、今回はやめたが次回は有るとか、この中で安ければ買うとか、そういうことが持ち上げる懸念がる。そう心配したわけでありまして。であります。観光課長が、この事業からそっくり抜けたと、落ちたと、やらないということであれば、私は投資効果のないシンボル。シンボルはこの町なんです。この自然首都の。これ以上のシンボルを活かさないで、客車活かすなんていうのは私は納得できかねると。そういうことから、事業そのものが落ちたのであれば、これは次の補正で、いや、あるいは今回の追加でもいいですよ。この債務負担の補正をするべきだと、こう思います。これは本にも書いてありますし、県の財政当局もそう言うておりますので、念を押しておきます。どうですか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 補正をしないということではございません。事業費を精査したうえで3月補正等に向けて精査をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 無駄のない、合理的な予算を組んで、町民の皆さん方が安心して税金を任せられるというような仕事をさせていただきたいと、これはお願いします。

それからあの、今回あの、町長が只見道の駅基本計画について、趣旨は活かすが場所は移すと、こう何度も言われました。私あの、只見・朝日・明和という3地区の合併の町でして、それぞれ生業が違います。生業というのは、食っていく道が違うんであります。電源開発によって土地を失って人が去り、そうした中で只見川沿いの地域産業基盤が大きく変わったんであります。町長がおわかりのように、石伏、あれだけの耕地がなくなりました。只見川流域の方々は、いわゆる稲作を中心とした産業はできなくなったということでもあります。こうして寂れていくその只見町、大字只見、あるいは只見川流域にとって、只見道の駅構想がJRと、構想、よくできてましたよ、これ。全部読ませていただきましたが、この大変良いその、いわゆる振興、この只見地区の寂れ行く只見地区をブレーキをかけて、もう一度輝くような地域になると。そこを中心にして、いわゆる人流ができると。これはやっぱり、只見道の駅と賑わいと同じような、いや、同じようなじゃなくて、同じ内容だと見ております。もっと言うならば、只見道の駅計画は、賑わい構想を飲み込んでおりまして、只見道の駅構想を実施することによって駅前の活性化になると。こう書いてあるんですよ。だから、その一部を切り取るのではなくて、もう少し、骨太の、産業基盤強化（聴き取り不能）これを俯瞰したところから見ていただきたいと。でありますから、只見道の駅構想、道の駅計画。これあの、元年からおよそ3年かけて、お金を1,000万以上かけております。これを賑わいと道の駅と併せて、どっちがタイトルでもいいですが、補助だ、なんだかんだってありましようが、ただ、この荒廃したと言わざるを得ませんが、旧役場庁舎の跡、それから旧只見中の跡、何もなくなってがらんとしております。雑草が生えておりますから荒廃状態ですから、この辺に実は5ヘクタール以上の土地があるんですね。土地はある。しかも町有地でもある。そこに賑わいをやるということは、只見道の駅基本構想とよく似て、同じです。これ、町長は、今までかけたお金や労力。これを無駄にしないで、現行の計画を活かす。そういうふうな舵を切ってもらえないものか。そうすれば、これまでかけてきた労力、知力、財力、無駄になりません。おそらく町長は答弁として、それは無駄にならないよと、こう言われるでしょうが、これ、道の駅計画をよく見ますと、国道2本が交差する。そして、鉄道があると。そこをゲートウェイとすると。非常に私は良い計画だなと思っておりますが、賑わいについ

ては、そこに自然首都を活かすだとか、あるいは地域の特産品を作って並べるとか、それは小規模にはできるでしょうが、なかなかそのJRと一体になった道路。いわゆる国道とJRが一体になったと。そういう道の駅が構築できると。まあ、そういうふうな考えに至りませんか。おそらく、道路局と鉄道局と、これは違うなんて言われますでしょうが、要するに、道の駅構想一本に絞って賑わい事業と併せて、只見の現行のポイント地点でやらないですかと、いかがですかと聞いております。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） ご提言ありがとうございます。

本当にあの、そういった、公費を費やしていただいて、委員の方々、専門家の方々にご意見を出していただいて、とりまとめていただいた基本構想や基本計画（案）については大切にしていきたいという姿勢は、先ほども申し上げましたが、持っております。

そのうえで、やはりあの、あとはダム開発から、その後の振興策につまましての基本的な認識は私は酒井議員と私、ほとんど変わってないだろうと、同じだろうと思います。ただ、その後のあり方について、若干、ちょっと、違うとは言いませんが、見方の、立ち位置の違いなのかなと思いますけども、やはりゲートウェイ型っておっしゃいました。本当によそから来られた時に、玄関口というか、案内の場所ということであれば、やはり、あそこには、やはり地方自治法4条でしたか、やっぱり町役場が、そういった役割もあるわけですから、あそこに町役場をしっかりと、また再建といいますか、造る。そして、あそこで今年49回を迎えますけども、雪まつりができる会場はあそこが雪まつりのメイン会場だと。そして、只見線の只見駅があると。そして、賑わいづくりを創出するということが必要だということで、そのように話をさせていただいています。

あとは、これから考える道の駅は、計画案の中にもありますが、やはりセンター型、あと第三世代型の道の駅というのはセンター型というのを思考していても良いというふうに書かれていると私は思っています。ですから、それは先ほど山岸議員がおっしゃいましたけど、やはり、生活の駅といいますか、やはりこれだけ高齢化が進んで、様々、日常生活がこう、厳しくなってくるときに、やはりそこに町内の方々も参画できる。それ以外の機能も含めまして生活支援機能といいますか、そういったもの、日常使いできるような、いわゆる観光客のみじゃなくて、住んでいる方々が日常生活の支援に繋がるような道の駅。そして、来訪者の方にも、そういった物産であったり、おもてなしであったり、様々なものをご提供できる。

そういうセンター型の道の駅を目指していきたいと思っておりますので、そのような話をさせていただいてきてまして、やはり、駅前は本当に、只見駅、象徴的な場所ですから、あそこにはしっかりと町役場をもう一度造らせていただいて、只見駅前の賑わいづくりを創っていききたいという趣旨でございますので、重ねてご理解をお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） おそらくそのようなご返答だと思いますが、ゲートウェイとか、センター型っていったって、使い方ですらどうにでもなるわけで、只見、これです。これ。この計画書をよく読んでみますと、そういう、町長が言われるような、こういうふうに書いてありますよ。ですから、これを、なんとか、実施計画落とされたようですが、復活させて、早急に現行、国道289号線と252号線の交差する場所。そして、鉄道が来る場所。そこがセンターになるように、人流ですよ。人流の。していただければ、そこでもものが売れる。あるいは刈っていただくと。それだってあると思いますし、そういうふうに願ってやみません。

併せて、この処理を間違えますと、非常にその、大変なことになるなど。もう既に一部では、このままでは只見町は分断されてしまうと。固定資産税が7割も、我々の流域からあがってあって、その固定資産税を我々だけで使えるようになれば、潤沢な町政運営ができると。ひょっとしたら地方交付税非交付団体になるんじゃないかというような話もする方もいらっしゃると思います。いわゆる分村運動に繋がるような過激な行政執行は、なんとかやめていただかないと、この町の将来に大きな禍根を残すということになります。こういう問題は皆さん、期待しておりますし、注視しております。なので、はっきりした話をさせていただきたい。三瓶良一議員がおっしゃったときに、困難だと。（聴き取り不能）重ねてやめるのかと、併せて聞いておりましたが、列車購入が困難であるということと、やめるのかということと、これ厳密に意味が違いますね。そういう意味で、この道の駅の問題はだいぶあの、町民の方々からいろんな意見、考え方ありますので、これは十分注意をしていかないと、本当に分争に繋がるということになれば、我々も含めて大きな責任を持つことになります。これは、どうか周囲をよく見渡して、特に固定資産税、町税の固定資産税である部分の7割前後を、全部とは言いませんけれども、大型施設を持つこの地域からあがっているということを踏まえれば、そこは執行機関の長として十分考慮されてもいいんじゃないかと思います。そのこの町の町長のその受け止め方をもう一度お伺いします。只見地域の振興と今申し上げたことについて。



○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） やはりあの、私が今更申し上げるまでもありませんが、本当に、旧3村が合併しまして、役場庁舎の位置自体につきましても非常にいろいろご意見があった中で、当時、様々な協議、当時の知事の勧告等がありまして、雨堤1039番地に役場が庁舎が決まったわけでありますから、やはりその位置はきちんと守っていきたくと。ですから、そこに、今はやむなく駅前庁舎と町下庁舎に移っていますが、いずれはあそこにちゃんとした庁舎を造っていきたくと。そこははっきり思っております。そのうえで、やはりあの、分村運動とか、そんなことになっては困りますので、その辺のところは決して、そんなこと誰も望んではいच्छゃらないと思いますし、そういったお話があれば本当に酒井議員のほうからも決して私、そんな、特別過激な考え持っている自分自身では、恐縮ですが自覚はしておりませんでした。そういった声があるということであれば、なお、ちゃんと襟を正して、より広く、様々なご意見に耳を傾けて、引き続き丁寧な説明を重ねていくということに尽きると思いますので、どうかそういった姿勢であることだけは、もし関係の方がございましたらお伝えできればありがたいと思います。様々、酒井議員のご意見も本日伺いましたし、また皆様方のご意見、また町民の方々のご意見をより一層丁寧に聴かせていただいて、そして、ご協議のうえに一つ一つ決めさせて、それに組み込んでいくという姿勢でございますので、引き続きご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） まあ、念を押します。ですから、答弁はいいですというのも変ですが、今の質問は、この旧只見地域、特に旧役場の跡。あれは役場1軒建ったって、いくつもできますから。5ヘクタール以上ありますので、なんとか只見駅前あたりを中心市街地として活性化していかれるように、道の駅と賑わい事業と一緒に考えて、そこでやっていただきたいと、そういう質問であります。なお、今日、テレビで皆さん、視ていच्छゃいますから、私があえてその人にお伝えする必要ないんだと、そう思います。ただ、そういった議論ができたことを良かったなと思います。

以上で終わります。

○議長（大塚純一郎君） これで、3番、酒井右一君の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時、休議をいたします。

開始予定は3時5分といたします。

休憩 午後2時52分

再開 午後3時04分

○議長（大塚純一郎君） 時間前でございますが、全員お揃いでございますので会議を開きます。

10番、齋藤邦夫君の一般質問を許可します。

10番、齋藤邦夫君。

〔10番 齋藤邦夫君 登壇〕

○10番（齋藤邦夫君） 10番、齋藤邦夫です。

通告に基づきまして一般質問を行います。

質問事項は、1として、町勢進展の基盤となる集落づくりについて。質問の要旨でございますが、(1)限界集落の現状と将来展望について。町は人口は4,000人を切り、人口動態の自然増減の推移を見てもきわめて厳しい状態が続いている。少子高齢化の著しい集落では、まさに先の見えない瀕死の現状である。現在、町は地域創生課を設置して地域活性化に努め集落支援を行なっているが、その施策の主なものを示し、その手応えを問います。

(2)として、集落コミュニティの支援について。歴史のある集落の消滅は誰もが望むものではないが、人口減少によって集落コミュニティが危機にさらされている。この現状を踏まえ行政サイドの支援策について、町長の考えを問います。

2といたしまして、高齢者の生活環境の改善について。高齢者を取り巻く生活環境は、人口減少と少子高齢化に伴い、高齢者世帯等の増加が顕著となっている。町では高齢者に限らず、安心して住めるまちづくりの三つの条件として、医療の医であり、食事、住居は欠かすことができない。については、高齢者の生活環境の改善の視点から、医療・食事・住居について現状と今後の取り組みについて問います。

(1)医療について。令和4年に向けて医療スタッフの体制強化が期待できるのか、その見通しを問います。また、コロナ禍の中、高齢者の予防医療等の対応が心配されるが、その対策について町長の考えを問います。

(2)食対策について。今年から買い物支援バスが運行され、担い手のご努力もあって高

齢者に大変好評だと聞く。さらなる充実が期待されます。今後の在り方について町の考えを問います。また、この制度を活用した住民福祉の各種支援策を検討しているかを問います。

(3) 住対策について、過疎が進み単身世帯や高齢者のみの世帯が増加している。特に本町は豪雪地域であり、これらの生活弱者と言われる方々が安心して過ごせる住環境づくりが喫緊の課題と考える。この実態をどのように捉え、対応されるのか町長の考えを問います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

[町長 渡部勇夫君 登壇]

○町長（渡部勇夫君） 10番、齋藤邦夫議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、町勢進展の基礎となる集落づくりについてであります。項目ごとにお答えいたします。

1点目の限界集落の現状と将来展望についてでございます。齋藤議員お質しのとおり人口動態の自然推移につきましては厳しい状態が続いております。特に少子高齢化の著しい集落においてはさらに厳しい状況であると推測されます。

現在、集落への直接的な支援として集落運営支援交付金の交付など各振興センターを通じて行っております。地域創生課では間接的になりますが、国や県などの制度活用や連携事業など、集落の活性化に寄与する事業を中心に支援を行っており、今年度は布沢地区と坂田地区の2地区で県の事業に取り組んでいるところです。

布沢地区では、県の農村振興課が実施する農村関係人口受入態勢強化支援事業に取り組み、農村地域の支援づくりに携わる人材の育成や地域資源を活用した関係人口の拡大に向け、民間企業と福島学院大学の学生等の協力でこれまで3回のワークショップを集落で開催し、今後はオンラインでの交流イベントを実施する予定となっております。ワークショップには、現地に福島学院大学の情報ビジネス学科の学生も訪れ、学生の視点も入れて行いました。布沢地区では、これまでも宇都宮大学生の活動実績など、様々な関係人口への関わり方がありますが、別の視点でのさらなる関係人口の構築に向けた提案に期待をしているところでございます。

また、坂田地区では、福島県南会津地方振興局の、関係人口づくりのための交流事業として、これまで3回のワークショップを開催しました。今後は、オンラインと現地での交流イベントを実施する予定となっております。坂田地区でも、首都圏等で地方暮らしに関心のあ

る方に関わっていただき、外部の方の力を借りて地域活性化のアイデアや地域イベントに携わっていただくなどの関係を構築したいと取り組んでいるところです。

両地区とも集落内の人達がワークショップに参加することで活性化も生まれており、活動を通じて関係人口を増加させ、いずれは移住定住につながるなどの効果も期待しているところでもあります。

このように集落に関わっていただく関係人口を増やす取り組みは、集落の維持・発展を行うために有効な手段であると手応えを感じているところでもありますので、二つの地区をモデルとして他の集落にも広げていきたいと考えております。

次に、集落コミュニティの支援についてであります。

人口減少による集落コミュニティ機能の低下につきましては、状況の違いはありますが、全町的、そして喫緊の課題であると認識しております。

高齢化による人手不足などにより、集落機能の維持や共同作業、集落内の助け合い・支え合いが困難な集落もあることは齋藤議員お質しのとおりと考えております。

町といたしましても、共同作業軽減に向けた除草機等購入などの支援を検討しており、また、住み慣れた地域での生活維持支援を目的に、克雪対策や除雪支援、買い物支援や公共交通の確保などの政策を実施しておりますが、それぞれの地域の方々のニーズは多岐にわたるものと考えております。

このような現状を鑑みまして、集落コミュニティの支援、地域の方々の生きがいづくりや交流、身近な暮らしの支援などを進めるための組織として、令和4年度には振興センターのあり方について検討することとしております。

次に、高齢者の生活環境の改善についてであります。

1点目、令和4年度の朝日診療所の医療体制強化についてですが、8月27日付で福島県に対して常勤医師1名の派遣、10月22日付で福島県立医科大学に対して常勤医師3名及び非常勤医師2名の確保支援を申請しております。福島県からの回答はまだきておりませんが、福島県立医科大学から上半期については常勤医師3名を派遣できる見込みとのお話をいただいているところでもあります。しかしながら、他の医療機関との調整もあり、下半期からは常勤医師2名となる可能性もあるということですので、引き続き支援要望を行っていきたいと考えております。

また、コロナ禍での高齢者の予防医療等の対策についてですが、新型コロナワクチン追加

接種を2月から始めるよう準備を進めております。介護予防として集落での地域づくりサロンを支援していますが、感染対策をしながら徐々に活動が再開しています。おたっしや教室も再開の準備を進めています。

次に食対策ですが、社会福祉協議会で行っております買い物支援事業の移動販売車については、10月下旬から2号車が主に只見地区、朝日地区を対象として運行を始めておりますが、今後の継続により徐々に地域に定着していくものと期待しています。

この制度を活用した住民福祉の支援策については、高齢者等の見守りを移動販売事業者をお願いしたいと考えており、町、二つの移動販売事業者、社会福祉協議会の四者協定を締結し、移動販売中に高齢者で様子の変化があった場合、事業者から町あるいは社会福祉協議会に情報提供してもらおうというものです。

3点目の住対策についてですが、本格的な降雪時期を迎え、高齢者生活福祉センターの高齢者居住事業では、今年度は7世帯の方が利用を申し込まれ、入居を始めておられます。

高齢者ができるだけ住み慣れた自宅で生活できるよう、町では除雪支援保険事業で住宅除雪の支援を、克雪支援対策事業では屋根塗装事業、住宅周囲融雪設備設置事業等を実施しています。

また、民生児童委員の方々のお力をお借りし、高齢者の見守り活動をしていただいています。

今後も既存制度の活用と現況に合わせた施策の充実を進めてまいりたいと考えますのでご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 大変丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは再質問をいたします。

集落の、限界集落の実態でございますけれども、町の高齢化については町当局の皆さんにおかれましては、皆さん、十分におわかりのこととありますが、改めて申し上げてみたいと思います。

平成27年の国勢調査。そして、32年の国勢調査。平成27年は高齢化率が42.2パーセントでした。そして、令和2年ですか、32年は47.2パーセント。先日、新聞で公表されました。5年間で5ポイントの上昇になっているわけでありまして。そしてまた、限界

集落ですか。これも27年当時。これは現状人口調査から調べたものですから必ずしも正確ではございませんでしたけれども、3集落が限界集落でした。ところが、今度の調査結果を見ますと、今年、去年で若干違ってますけれども、11集落が限界集落になっております。47.2パーセントですから、そのくらいになるのは当然と言えば当然であります。非常にその、集落が疲弊し、高齢化率が高まっているわけでありまして、こういった中で、町といたしましては集落の対策といたしまして、集落運営の支援交付金制度を導入されて地域運営、集落運営に力を差し伸べていらっしゃると。これはまあ、以前から私も当局のほうにお願いしてきた内容であります。これは小さい集落にとっては本当にありがたい交付金であります。

そしてまた、先ほどの町長の答弁の中で、坂田・布沢が本当に積極的に農村関係人口の受入態勢あるいはワークショップですか、それをやっておられるというようなことで、そういった積極的な施策もあります。こういった集落の活動。なかなかその町内全体の集落が疲弊しているものですからできないのが現状でございます。

それはさておきまして、先に申し述べました高齢化率と、それから限界集落。その伸びについて、町長はどのように考えておられるか、ひとつ感想をお聞きしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 国勢調査の結果並びにその、この5年間の推移を見まして、ある程度、予測されていたとはいえ、正式な数値になって表れてまいりますと、より深刻な状況だなというふうに認識をさせていただきました。高齢化率並びにそこに住んでいらっしゃる方々としては、決して限界集落などとは思っていらっしゃらないと思いますが、どうしても定義づけの中でそのように分類されてしまいますが、やはりこれはあの、改めて調査結果を経て、見させていただいて深刻な状況であるということで、この対策がより大切だというような意を強めているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 現実の問題としてそのように受け止めていただきたいわけですが、先日、町長の答弁の中だったかと思いますが、東大の大森彌先生がおっしゃったお話をちょっと話されました。いわゆる過疎町村、高齢化が著しくても、いわゆる住民や議会、そして、首長があきらめないでそういったものに取り組んでいけば、それは大丈夫なんだと、滅びないんだということをおっしゃいましたけれども、それが非常に私は大事なんだというふうに

思います。

実は私も、いろいろな情報を見まして、実はあの、葉っぱビジネスで大変有名な四国の上勝町ですか。あそこは数年まえから、もう限界集落じゃなくて限界自治体になっているんだそうです。ところが、70・80のばあちゃんがスマホを持って、そして生産活動に携わっていると。年はとつても、そういった活動をすることによって地域の活性化を誘発していくというのか、活性化に努めていらっしゃるといふ、そういったものがこの只見町にも、やっぱりないと、只見も限界集落から脱却できないんじゃないかなというふうに私は考えるわけなんです。

そういった意味で、以前、町長が、ヤオコーではありませんけれども、そんな形のを、この地域の産業としてどうかという話をちょっとされたことがあります、それをひとつ、町長の口から少し説明してほしいなと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 今、徳島県上勝町の葉っぱビジネスで有名な株式会社いろどりというところでございまして、社長の横石知二さんという方がいらっしゃいます。皆さん、既に、テレビでドラマ化されたり、書籍も多く出てますのでご存じのことと思います。只見町は、横石さんもその審査員を務めておられましたが、数年前に総務大臣賞を只見町は受賞したことありまして、その授賞式に私も職員当時でしたが、東京に行ったことがあります。その時、横石さんにも直接お会いしましたし、その後、町に来ていただいて、季の郷湯ら里で講演会をしていただきました。そういった中で、横石さんがおっしゃっているのは産業福祉という言葉です。やはり、産業と福祉を結び付けた考え方でございまして、上勝町の場合も高齢化が進んでいて、デイサービスセンターに通う方がいらっしゃったんですが、やはりその、使いやすい、今でいうパソコンですか、使いやすく使用したものを使って、こういったモミジの葉っぱとか、様々な葉っぱ、つまものを、何枚何枚出荷できる人って、早くボタンを押したほうが落札して、それを納めることがシステムなんで、やはり、隣の誰々さんに負けてはいられないぞなんていうことで頑張っ、皆さん、生きがいつくりで、収入にもなって、人によっては年間1,000万円ほどの収入になって、孫に車を買ってやったなんていう方も当時いらっしゃいました。そういったことで、どんどんどんどん、逆にデイサービスに通う人が少なくなって、元気になられて地域経済にも貢献したということですから、その産業福祉という考え方が大事ですよとおっしゃっていただいて、その後、私も町長させていただ

て連絡取りましたが、どんどん産業福祉という考え方で頑張ってくださいというエールも送られましたけども、そういった考え方は大事だなというふうに思っております。

あと、併せまして、やはり上勝町さんはゴミの分別が進んでいます。当時、30数種類でしたが、今もっとすると、ゴミの分類が本当に、一見すると、そんなにいっぱい分けるのか、大変だなと思いますが、それが逆に地域の魅力になってまして、大根1本見ても、渡部さん、大根は本当は徳島の大根のほうが大きいし、ものは良いんだと。ただ、買ってくる人は上勝町の大根が欲しいんだと。それは何だと思えますかと。やはり、作られた方々の丹精込められた気持ちがこもっているということで、ただ量が多いとか、値段が安いということだけでなく、ゴミの分別をしっかりと、そういう産業福祉という考え方で丹精込めて作られているという取り組む姿勢が価値なんだということを教えていただきました。そういった中で、徳島の大根のほうがものとしては、その時の例えですが、良いんだけども、上勝の大根のほうが売れるんだということで、葉っぱビジネスに限らずやっておられます。今はあの、山を針葉樹から広葉樹にして、いろんなこう、桜を植えたり、ある意味、花見山的な、そういった山を今、先頭に立ってつくって、それをまた様々な植栽をして、そこで葉っぱとしても使える。景観上も非常にきれいな、広葉樹を中心とした景観になる。常緑樹とか、そういったことで先進的にやっておられます。そういったことで当時もいろいろ、町にもご提案いただいて、当時、上のほうに話もさせていただきましたが、なかなか御縁がなくて、現在そのようには至っておりませんが、そういったことで大変ご指導いただきまして、感銘を受けたり、あとは積極的な姿勢が大事だということも様々含めてご指導いただいたことを今思い出させていただきました。

僭越ですが、掻い摘んで話をさせていただきました。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） どうもありがとうございました。

それと同時にあの、全国で限界集落の成功事例という中で、三つばかり、たまたま挙がっていたのを代表例としてありましたけれども、島根県の海士町と徳島県の神山町、それから岩手県の諏訪町。この岩手県の諏訪町については、うちの議会で研修に行ってきましたから非常によくわかりますけれども、この中で海士町のこと、いわゆるその、何をその重点にして、その過疎から脱却してきたのか。これは只見高校の振興対策の中でもその島根県の海士町ですか、この関係で視察に行ったか、何かあるかと思いますが、非常にその、島国と言い



ますか、島ですから、なんですけれども、この過疎から脱却するのに、大事にしているのは、まず島の資源。よそ者を受け入れると。それから、地域の普通を特徴とすると。普通を特徴とする。そういった地域づくりですね。それでまあ、意外とってはなんですけれども、大事なのは、私もいつも、これ思っていました、行政職員の熱意というのが四つのうちの中に入っているんです。これを見た時に、うちのほうの職員、私、上手語るわけではありませんが、だいぶ、最近は元気がいいようになってきたなというふうに感じるわけですが、やっぱり行政職員が、やっぱりこの地域になかなか人材が揃わない地域ですから、何と言っても町役場が頭脳にならなければ、そして、積極的に取り組んで先棒を担いでいくという姿勢がなければだめだなと、そんなふう感じたわけでごさいます、そういった意味で職員の皆さんにおおいに期待したいわけであります。この点について、町長から一言意見を申し上げていただきたいなと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 今ほど具体的な自治体の名前も含めまして、やはり必要な要素、地域ではあまりにもこう、慣れ親しんで普通に思っているものも磨き上げて特徴づけるということ。あとはよそから来られた方々、いろんな要素ございますが、行政職員の熱意ということをおっしゃっていただきました。まさにあの、これはあの、私もほかの方からも伺ったことありますが、やはり、ちゃんと熱量を持って取り組んでいかないと、熱があれば、ちゃんと人に、熱は伝波するといいますか、熱は伝わると。熱がやはりなければ、もしくは受けた側が冷たいといいますか、熱を発しない媒体ですと、そこで吸収されてしまうという例えを聞いたことがあります。やはり物事にあたるには、ちゃんと熱意といいますか、情熱を持ってあたるということが大事だと思います。そのことはまさに肝に銘じていきたいと思ひますし、そういった中で行政の長といたしまして、私が先頭に立って、職員と力を合わせてしっかりした熱を持って、様々な課題に取り組んでいきたいというふう考えております。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） どうもありがとうございました。

1番の限界集落につきましては中途半端でございますけれども、時間の関係で次に移らせていただきます。

高齢者の環境の改善についてと。医療体制については、私も前町長、元町長と一緒に、そういった活動について行ってもらいましたから、そのご苦労はわかりますし、大変その状況

が好転するような兆しも見えるような感じがします。これはより一層、骨を折っていただきまして、医療の面の不安のないように、しっかりと取り組んでいただきたいなど、そのように思います。

それからあの、食対策なんですけど、これについては私はあの、365日、食を完全に補完してやる。そういうことを考えて配食サービスの考え方を持っていましたけれども、この前、移動販売ではなくて、なんですか、バスを見たときに、弁当も売ってましたし、ここに書いてありますように、安否確認やら何やら、いろいろな対策が講じられるというような中身でございますので、是非そういったものを充実させていただきたいなというふうに思います。

それから、住対策でありますけど、居住棟については平成8年に、まだ私も役場にいる当事、試験的に造った施設でありますけど、当時から高齢化が進みますと、そういった需要が多くなるのではないかなというふうに考えておりました。まあ、今のところ間に合っているような感じでありますけれども、先ほどの限界集落ではありませんけれども、一人世帯あるは二人世帯の高齢世帯が多くなってまいりますと、そういったことも考えていかなければならないのではないかなというふうに考えますので、その辺についても状況をよく見極めていただきたいなと思います。

それであの、ひとつ聞きたいのは、安心して生活できる地域づくりでございますから、やっぱりどうしても高齢化社会の中で地域包括ケアシステムですか、福祉計画の中にありますけれども、そういったそのセンター的なところの構想もお持ちのようでございますので、掻い摘んだ形で教えていただければ大変ありがたいかと思っておりますので、お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） やはりあの、私が一番、保健福祉課長をやっているときに、この関係で教えを請いましたといいますか、影響を受けたのは、今はお亡くなりになりましたが、長岡の、長岡市にこぶし園というところがありまして、それこそ保育所から老人福祉施設、障がい者の施設から持っていらっしゃって、その働く方が300人ほどいらっしゃるところで、その総合施設長をやられていた小山つよしさん。そこには民生児童委員協議会で研修に行かせていただきましたし、季の郷湯ら里でも講演していただきました。あと当時、私が内閣府のいろんな申請して、そのソフト事業で国から予算をいただいて、これからの只見町考えていくときに、そのメンバーにも入っていただきました。その時に、最初をお願いした時に、本当にうちの河井がお世話になったんで何でもしますというふうに言っていただきました。

大変、恥ずかしいんですが、すみません、小山さん、河井ってどなたですかって言ったら、河井継之助ですというふうに言われました。そういった長岡の方が、うちの町では河井継之助と言いますが、そういった方々のことを恩義に感じて言っていたことが非常にありがたいなということで、講演会もほぼ無償で、お金なんかいらぬよということで、交通費くらいでやっていただいて恐縮しておりました。そういった時に言われたのは、やはり、みんな住み慣れた家で生活したいんだよということをおっしゃいました。ですから、やはり、施設福祉と在宅福祉という言葉あるけども、施設福祉は、それは否定はしません。それは必要な施設ですし、職員の方はじめ一生懸命頑張っていると思います。それは決して否定しません。ですが、当時おっしゃっていたのは、その内容が在宅でできれば良いんだよねと。それができないから施設に行かざるを得ない。それが在宅で可能だったら良いんだよねと。ということは何かといえば、24時間の介護であったり、24時間365日の配食であったり、安否確認であったり、そういったものが在宅でできることを用意してはじめて在宅福祉だと。それがなく在宅福祉なんて行政が言うのは絵空事だとはっきり言われました。そういった中で言われたのは、地域全体を施設と考えるならどうですかと。各国・県・町道を、道路を廊下と考えるならどうですかと。各家庭を居室、部屋と考えるならどうですかと。その中で様々なサービスを提供していくということが必要でないかと。非常に目から鱗と言いますが、本当にびっくりしました。やっぱりそういった考え方でできればやっていきたいと。私自身もまあ、施設の事務長もやってきましたが、やはりできれば、一日でも長く住み慣れた自宅というふうに思っております。ので、食事であれば、やはり365日配食できる、できれば夕方行けば、当時おっしゃいましたが、お風呂から上がったタイミングで弁当届けられるのが良いんだよねと。どうしても、そうすると、弁当来る前にお風呂に入っておけば、何かあった時に発見してもらえるとということで、弁当持って行く時もちゃんと、玄関に置いてくるんじゃなくて、ちゃんと顔を見て、お風呂から上がられましたかということを確認して届けることが大事なんだというふうにおっしゃっていただきました。そういったことであるとか、それは、私はさっき、道の駅のお話でしたが、やはり地域で頑張っている方で、今も配食サービスやってもらってますが、やはりそこをもっときめ細かにやっていくためには、それを例えば、例えばですが、道の駅の中でいろんな事業者さんと手を組んで、何曜日は私のほうでできます、何曜日はうちでできますということで、決して、その競合するという形でなくて、折り合いをつけてやる配食サービスができるんで

ないかなというふうに思っています。

それから、あとは、今、社会福祉協議会に訪問介護、ヘルパーさんいますが、やはりこれは社会福祉協議会の中にいずれは、協議会に話してない中で、もしかするとこの放送聞いてびっくりされるかもしれませんが、実は診療所の所長には若干喋ってます。やはり訪問看護も社会福祉協議会が担ったほうが、横の連絡良くなると思っっています。そうすると、できれば朝日診療所の指示の下に、いろんなありますけど、町民の方にとってはよその病院とか、よそのクリニックに行ってらっしゃる方もありますから、そういった方の訪問看護もできると。朝日診療所だけじゃなく。そういったことを考えているということはこれからあって良いんじゃないかというふうに思っています。

そして、あとは、緊急通報の時に、今あの、緊急通報のボタン押すと、若松のある会社のところに繋がって、どうしましたかということで、契約している隣近所、親戚の方が行きますが、やはり今、民間の、具体的にはアルソックさんからいろいろ話ありますが、そういった町民の方で、そういった方、今希望する方いらっしゃいませんかということで、あればその向こうの所要の規定の中で、アルソックさんという話もありますから、特定の事業者名を出して、もしかするとあまりよろしくないのかもしれませんが、そういったことで、そこで町民の方が、そこで何某だかの報酬といいますか、役務といいますか、的なお金をいただいて、やっていくことによって、多少なりとも雇用につながるということでやっていく。あとは今、ICTでいろんなこう、一日中、ポット出さないと、どうしたんだろうということが通報がいくシステムもあるそうですから、いろんなものを組み合わせして、結局、在宅にいても、施設にいると同じようなサービスを盛り込んでいくという町づくりがこれから私は大事でないかなというふうに思っております。いきなり言ったんで、ちょっと、もしかすると関係者の方にびっくりさせるようなこと言ったかもしれませんが、率直のところ申し述べさせていただきます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） ちょっと担当課長にお聞きしたいんですけれども、老人の世帯と、いわゆる二人世帯ですか、老人世帯ですね、65歳以上の老人世帯と一人世帯。この数をひとつ教えてもらいたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 65歳以上の単身の、一人世帯ということですのでけれども49

4。これ12月1日現在です。それで、65歳以上のみの世帯。夫婦であったり、65歳以上のみの世帯ということになりますけれども340世帯になります。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） この数字を見るとわかるわけですが、大体800世帯以上になるわけです。全世帯のやっぱり半数が高齢者世帯ということになるわけです。どうしてもあの、町長が今言われた在宅介護。これでなんとか、住み慣れたところで云々という、これはまったく理想でありますし、これが良いと思います。ただ、老人だけの世帯がこれだけ多くなってまいりますと、老老介護がおきたり、あとは、そうでなくても、先ほど申し上げました医・食・住の中での食も、医も、やっぱり問題になりますし、これは全国どこでも、どこでもってことでもないんですが、先進と言っては語弊ありますけれども、山形県の小国町あるいはまた群馬県の小野町だったかな、名前ちょっとはつきりしませんが、あそこでは、やっぱりあの、集合住宅等を使ったり、集落間を整備するのも、簡単に言えば集落移転ですが、そういったことをして冬期間だけでも環境の良いところで、見回りのよくきくところで生活をしていただくというようなことを考えていらっしゃるようであります。決してあの、私はそういうことが良いと思っはいいんですが、町の中で集落移転というのを真剣に検討したというのは、44災の時以外、ずっと私は記憶にないんですが、やっぱり、そういう厳しい状況が実際、町の中には今生まれているわけです。今、どうする、こうするということではなくて、町長が先ほどおっしゃった、家を部屋にして、道路は廊下にして、というような考え方はまったく良いんですが、将来、除雪するオペレーターも少なくなる。昔、建設省に行って、130キロ町道がありますと言ったらば、変哲語ってんなというような、笑いものにされましたけれども、やっぱり只見町、やっぱり特殊なんです。除雪の町道の距離が130キロあるという話をしたらば、そんな町どこにあるというようなこと言われたことありましたけれども、現実的には非常に地理的にも環境の厳しい只見町ですから、そういった現実的なものも考え併せて、住居の問題やら、食の問題やら、医療の問題については全町的に考えられますけれども、検討してほしいなというふうに考えるわけです。先ほどの町長の考え方を否定するわけではありませんけれども、そういった現実が既に迫ってきていると。今ほど課長から聞いたこの数字なんですが、5年前から数えますと、随分増えてきております。前に、配食サービス構想を私申し上げたときの数字からすると、大体100

くらい世帯数が増えてます。そういったことも考え併せまして、今返答ほしいということではありませんけれども、考えてほしいなということを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 確かにあの、只見町は、本当に広い面積を有してますし、除雪の問題から避けて通れません。今年もあの、今まで委託路線だったところが受託していただけなくて、町の直営路線にしたところがあります。大変、そういった中でオペレーターの確保も容易でないという中で、確かにそういったこと考えれば、特に冬期間の困難さはあるということとは、やっぱりそれは認識しております。そういったことは十分わかりつつも、できれば一日でも長く住み慣れた地域や家庭でという、その、本当に理想ですが、その理想は捨てたくないというふうに思っております。そのうえで、やはり現実的な選択肢というのを両方合わせて皆さんと協議させていただきながら、一つ一つ取り組んでいくことが大事だと思っておりますので、ご提言を受け止めさせていただきながら、今後、皆様方と協議させていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） タラタラといろいろなこと申し上げても仕方ありませんけれども、いわゆる、こういったその高齢化社会の中で、厳しく生活をしていかなきゃならない人たちが大勢いらっしゃるわけですので、そういった視点で、やっぱり、そういった老人を支えていくような、そういった行政から目を離さないで、幸いにして町長は福祉・医療のほうでは、只見町きっての経験者でもありますし、そういったあれ持っていらっしゃる方ですので、その点は心配することはないわけですが、老婆心ながら、みんなでそういったものを共有してやっていきたいと思います、そういった地域づくりになりませんので、ひとつ、そういった意味で頑張りたいなと、そう思って質問を終わります。

○議長（大塚純一郎君） これで、10番、齋藤邦夫君の一般質問は終了しました。

以上で、一般質問は全て終了しました。



○議長（大塚純一郎君） 続いて、本日の日程第2、議案第67号 只見町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 議案の説明の前に資料の配付を許可願います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（横山伸成君） ただ今、お配りさせていただきました議案第67号資料、A4縦書きの地方税法等の一部を改正する条例の概要。そして、A4横のほうの、只見町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表。こちら、この二つをメインにご説明をさせていただきますと思います。

まずA4縦長のほうの改正の概要のほうでございます。今回、大きく三つ、議案として出させていただきますというところがございます、まず第1点目が、均等割・所得割非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しということでの改正になってございます。まず地方税法施行令の改正によりまして、扶養親族についてでございますが、その対象となる扶養親族から国外に居住されております扶養親族について、30歳以上70歳未満の方を原則として扶養親族としてみないということで、除くということとされたことに伴いまして、個人町民税の均等割と所得割の非課税限度額についても、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取り扱いと同様とするというところがございます。外国に住所を移していらっしゃる扶養親族につきまして、30歳以上70歳未満の方は原則として、その控除の対象に含めないということでございますが、一応、これ、所得税法のほうでも既に改正されておりまして、それに合わせるというものでございますが、ただし、留学生、そして障がいを持っておられる方、そして、年間38万以上送金を受けていらっしゃる方というのは除外されて今後も引き続き扶養の対象となるという改正でございまして、新旧対象のほうでいきますと1ページ目の24条の2、1ページ目の一番下の36条の3の3。そして、2ページ目、中段でございますが、附則の第5条の1項、この辺の改正を、所要の改正をするというもので、これの施行については令和4年の1月1日施行ということで、今回、所要の改正をさせていただきたいというものでございます。

続いて、A 4 縦長のほうの資料で申し上げますと、寄附金税額控除の見直しでございます。これも地方税法の改正によりまして、令和 3 年 4 月 1 日以後、特定公益増進法人等に支出する寄附金において、法人の主たる目的である業務に関する寄附金から、出資に充てられることが明白な寄附金が税額控除から除外されるというものでなっております。これも既にあの、地方税法、取得税法のほうで改正されておりますものでございますが、これについては令和 4 年 1 月 1 日施行ということで、新旧対象のほうでいいますと 1 ページ目、3 4 条の 7 につきまして改正をさせていただきたいというものになってございます。

続いて、A 4 縦長の概要のほうで申し上げますと大きな 3 番でございますが、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例についてでございます。これも地方税法の改正によりまして、平成 3 0 年度より実施されております特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）というものが続けて実施されているんですけども、この適用期限を 5 年間延長をするという中身になってございまして、新旧対照表でいいますと 2 ページ目、最下段でございますが、この期間を令和 9 年度までということで延長をするという中身になってございます。

今回、このような内容で所要の改正をさせていただきたくご提案させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。



議案第67号 只見町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第68号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第3、議案第68号 只見町家計急変奨学一時金貸与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） それでは、説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長。

○地域創生課長（目黒康弘君） それでは、議案第68号 只見町家計急変奨学一時金貸与条例の一部を改正する条例についてでございます。

只見町家計急変奨学一時金貸与条例（令和2年只見町条例第33号）の一部を次のように改正するものでございます。

第7条第1項中、卒業又は退学等奨学一時金を受給する事由が消滅した月の6箇月後からその金額を月賦で8年以内に返還しなければならないを、卒業又は退学等奨学金を受給する事由が消滅した月から満30歳に到達する年まで任意の期間において措置期間を設定し、当該措置期間後においてその金額を月賦で10年以内に返還しなければならないに改めるものでございます。

こちらの条例の一部の改正につきましては、新しい奨学金、只見町みらいの人材育成奨学資金条例が11月1日から施行となりました。その前段まで、只見町の奨学金。それからコロナ対策として只見町家計急変奨学一時金の貸与条例ということで、この二つの条例に基づ

いて奨学資金を受けていた者につきましては、11月1日までは新しい条例の附則のほうで、借りたものを同様の返還期間と据置期間に定めるということで定義をさせていただいておりました。今回、その後、いまだコロナの家計状態の急変が続いておりますので、11月1日以降も、この只見町の家計急変奨学一時金の条例が続くことになりましたので、条例の本則第7条に関わる部分に関連したものとして改正をさせていただくものでございます。この改正によりまして、この一時金の貸与条例で借入れをしました11月1日以降の奨学生につきましても、同様の期間と、据置期間と償還期間が設定できるといったものになるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第68号 只見町家計急変奨学一時金貸与条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第69号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、議案第69号 只見町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） それでは、説明の前に資料の配付の許可をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田 功君） 議案第69号 只見町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

お配りいたしました資料、議案第69号の資料でございますが、今回の改正につきましては、子ども医療費助成事業においては、児童扶養手当と同様に18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者を対象としております。一方、ひとり親家庭医療費助成事業については、児童の在学の有無により対象とならない世帯があります。ということで、18歳に達した日の在学の有無にかかわらず等しく医療費助成を受けられるように児童の定義を児童扶養手当法に準ずるように改正するものでございます。

資料をご覧いただきたいと思います。改正前でありますけれども、第2条ですけれども、(1)で18歳未満の者及び18歳に達した日からその日の属する月の末日までの間にある者ということで、誕生日の月の末日という規定になっております。(2)は、18歳に達した日において学校教育法に規定する学校又は町長が定める学校、教育施設等に在籍している場合にあっては、その日以降における最初の3月31日までの間にある者ということで、学校にいる(2)については3月31日まで学校に在籍している日までということになっております。それで、改正後、左側ご覧いただきたいと思いますが、一律にしまして、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と一つにするということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第69号 只見町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、  
原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第70号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第5、議案第70号 只見町国民健康保険条例の一部  
を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 説明の前に資料の配付の許可をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田 功君） 議案第70号 只見町国民健康保険条例の一部を改正する条  
例であります。

これは令和3年8月4日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されまして、  
令和4年1月1日から施行されることに伴い、出産育児一時金の金額を改正するものであり

ます。

お配りいたしました第70号の資料をご覧いただきたいと思います。

改正前、出産育児一時金でございますけれども、第6条といたしまして、被保険者が出産した時は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産一時金を40万4,000円を支給するとあります。これを改正後は40万8,000円とするものであります。

これにつきましては、資料の4ページをご覧いただきたいと思いますが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令を公布するというので、中ほどにありますけれども、次に掲げる政令の規定中40万4,000円を40万8,000円に改めるということであり

ます。

2ページをご覧いただきたいと思いますが、国民健康保険条例参考例の送付についてということで送付があったものでございますけれども、令和4年1月1日より産科医療補償制度が見直されまして、当該制度の掛け金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられるということになりました。こちらのほうについて社会保障審議会医療保険部会のほうで整理をしましたところ、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額について42万円を維持すべきとされたことによりまして、4,000円分を、40万4,000円を40万8,000円にしました。

それで、この次の段落になりますけれども、貴都道府県内の市町村への周知を図るとともに、本条例案をご活用いただきたいと。そして、その4,000円分については、従前規則で定める加算額を1万6,000円と定めていた市町村については当該加算額を1万2,000円に改正することが考えられるということで、規則のほうで只見町では1万6,000円を1万2,000円に改正いたします。

それで、1ページ目に戻っていただきまして、第6条の後段のほうに、1万6,000円を3万円に、上限に、1万6,000円の上限を3万円の上限に変更するというふうに変えてございます。この分につきましては、1万6,000円を只見町としては規則で1万2,000円に変えておりますので、あれなんですけれども、この3ページをご覧いただきたい

と思います。

国のほうから送られてきました新旧対照表の改正前と改正後があります。40万4,000円を40万8,000円に変えております。それで、後段のほうの規則の部分ですね。従前から規則に定めるところにより3万円を上限とし、ということで改正後も同じ、ここは改

正なしで3万円となっております。只見町の条例につきましては、ある時期に、3万円だったものを1万6,000円というふうに変えておりましたので、今回、この改正に伴いまして併せて国のほうで示されている例に倣いまして3万円に改正させていただきたいというものであります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第70号 只見町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第71号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第6、議案第71号 朝日財産区土地貸付契約の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

振興センター長、菅家亮君。

○振興センター長（菅家 亮君） 説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） センター長。

○振興センター長（菅家 亮君） それでは、議案第71号 朝日財産区土地貸付契約の変更についてご説明申し上げます。

朝日財産区が所有します土地を各集落に貸し付けをしております。平成23年に契約をしておりますが、10年が経過しましたので、さらに10年の更新をしたいというものであります。

契約内容としまして、朝日財産区管理者、町長と、それから賃借人につきましては各集落。それから集落の区長さんと両者間で契約をいたします。内容としまして、第1条、原契約10を次のように更新するというごさいまして、当該貸付地の契約期間は本変更契約の締結の日から満10年とするとしております。甲及び乙は貸付期間の10年間に朝日財産区の解消を図るための協議をするものとするとなっております。ただし、貸付期間10年の間に前項の協議が整わなかったときは、甲乙協議の上本契約を更新するものとする契約の内容です。

お配りしました資料の内容につきましては、貸付をしております黒沢から深沢までの12集落。それから、それぞれの貸付面積、合計が1,904.29ヘクタール。貸付料につきましては年額となっております。合計が5万7,354円の内容となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第71号 朝日財産区土地貸付契約の変更については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第72号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第7、議案第72号 財産の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

朝日診療所事務長、吉津瑞穂君。

○朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） それでは、説明の前に資料配付の許可を願います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 朝日診療所事務長。

○朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） それでは、議案第72号 財産の取得についてでございます。

次のとおり財産を取得するものでございます。

- 1、名称、種類、数量ということで、歯科ユニット一式。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、705万6,500円。
- 4、契約の相手方、福島県会津若松市真宮新町北3丁目20-4、株式会社後藤歯科商店、会津店、店長、小嶋司様でございます。

お配りしました資料をご覧いただきたいと思っております。

今回の財産取得にあたりまして、12月2日に指名競争入札を行いました。こちらにつきましては歯科ユニット一式ということで、平成17年に購入した歯科ユニットの更新といっ



た事業となっております。現在、診療所の歯科ではユニット3台で診療をしております、そのうちの1台ということになります。今回は高齢者の方や車椅子の利用者の方が利用しやすいユニットを導入しているとなっております。落札率は82パーセント。財源としましては、県のへき地診療所設備費補助金を2分の1。残りは辺地債を予定をしております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第72号 財産の取得については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎延会の宣告

○議長（大塚純一郎君） ここでお諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君）　ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦勞様でした。

（午後４時２３分）